

令和3年9月 8日開会

令和3年9月 17日閉会

令和3年

第3回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

# 令和3年第3回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第63号

令和3年第3回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年9月1日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 令和3年9月8日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和3年9月8日（水曜日）午前9時30分

閉 会 令和3年9月17日（水曜日）午後1時12分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	9月8日	9月17日
1	藤本 傳夫	○	○
2	三木 卓	○	○
3	大下 淳	○	○
4	森 弘章	○	○
5	藤井 孝博	×	×
6	中松 和彦	○	○
7	大川 新也	○	○
8	柴田 初子	○	○
9	森 崇	○	○
10	森口 久士	○	○
11	安井 信之	○	○
12	鍋谷 真由美	○	○
13	浜口 勇	○	○
14	谷 康男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○
会 計 管 理 者	古 郷 信 子	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○	○
総 務 課 主 幹	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 課 長 補 佐	中 川 啓	○	×

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二

書記 竹 田 恭 平

議事日程

別紙のとおり

令和3年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月8日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 9名
- 第4 報告第7号 専決処分の報告について  
（竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約の変更について）  
（町長提出）
- 第5 報告第8号 専決処分の報告について  
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例）  
（町長提出）
- 第6 報告第9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について  
（町長提出）
- 第7 議案第31号 令和2年度小豆島町歳入歳出決算認定について  
（町長提出）
- 第8 議案第32号 小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定について  
（町長提出）
- 第9 議案第33号 小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について  
（町長提出）
- 第10 議案第34号 小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例について  
（町長提出）
- 第11 議案第35号 小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について  
（町長提出）
- 第12 議案第36号 伝法川防災溜池事業組規約の一部を変更する規約について  
（町長提出）
- 第13 議案第37号 自動封入封緘機能付高速カラー印刷機購入事業に係る物品購入契約について  
（町長提出）

- 第 14 議案第 38 号 令和 3 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号） （町長提出）
- 第 15 議案第 39 号 令和 3 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（町長提出）
- 第 16 発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め  
る意見書の提出について （議員提出）

令和3年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月17日（水）午後1時開議

- 第1 議案第31号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第2 議案第32号、議案第33号及び議案第35号に対する総務建設常任委員会審査報告について
- 第3 議員派遣の件について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんのでご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る9月1日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和3年小豆島町議会第3回定例会が開催されるに当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

依然収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症につきましては、香川県では9月12日までまん延防止等重点措置の期間中となっております。陽性者は若干減少傾向にあるものの、引き続き感染防止対策を徹底していただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。

一方で、ワクチン接種が順次進められており、先般町内放送で若年層への接種の呼びかけをいたしました。見えない敵との戦いはもうしばらく続くものと考えておりますが、一日も早く穏やかな日常が戻ることを願うばかりであります。

さて、本定例会では、令和2年度の各会計決算認定のほか、補正予算の審議2件、報告案件3件、新規計画策定に関する案件1件、条例、規約案件4件、契約案件1件を本日までご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、6月9日以降8月31日までの主要事項に関する



報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件については、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、13番浜口勇議員、1番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と17日とし、会期は本日から17日までの10日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から17日までの10日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、昭和49年の災害、51年災害の犠牲者名の名入りの慰霊碑の建立というタイトルで質問させていただきます。

現在の小豆島町では、昭和49年災害で29名、51年災害では35名と、2年間で64名の犠牲者の災害を経験しております。間もなく50年を迎える。この頃生まれた方は50歳になりま

す。災害は忘れた頃に起きるといことわざがあります。自然災害はいつ起きるか予測がつかない。南海地震は必ず近いうちに起こると言われておりますが、昼間なのか夜なのか、地震と津波の規模も想定外の大きさになるのか、誰も予測できない。約2万5,000人の犠牲が出た東日本大震災は誰もが予測できなかった。災害が発生すると、第一線で先頭に立って対応と対策、処理に当たるのが町の職員になります。時の流れとともに遠い記憶にするのではなく、今日、明日、いつ発生するかもしれない自然災害を常に心に持ってもらいたい。そのために、さきの災害で亡くなった64名の名前を刻んだ慰霊碑を毎日でも目につくところに建立してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員から、過去の災害を伝承するため、犠牲者の名前を刻んだ慰霊碑の建立に関するご質問をいただきました。

我が町で起きた64名が犠牲となった大災害を遠い記憶にするのではなく、次代へ伝承する重要性は、議員と同様の認識でございます。

顧みますと、小豆島町は、昭和49年、51年の2度にわたる未曾有の大災害により64名の貴い命と貴重な財産が一瞬のうちに奪われました。51年災害から4年後の昭和55年7月、二度と悲しみの歴史を繰り返さないことを祈念して、災害土砂で埋め立てた内海総合運動公園の一角に災害慰霊塔、やすらぎの塔を建立いたしました。この塔は、犠牲者の御霊を慰め、幾多の貴い命と財産を奪った土石を集めて、その魂を鎮め、災い転じて福となし、平和で豊かな郷土をつくる願いを込めたものでございます。塔の内部には、石室を設けており、昭和49年と51年の2度の災害で犠牲となられた36名の霊標や災害関連資料を安置いたしております。

一方、谷尻地区などにおいては、山麓斜面の崩壊や土石流による甚大な被害を受け、28名の貴い命が犠牲となりました。谷尻地区の海岸沿いには犠牲者のご冥福を祈る石碑が建立されており、惨状を極めた当時の状況を物語っております。

議員からご提案の毎日目のつくところにある名入りの慰霊碑ではございませんが、いずれの石碑も過去に大災害が起こった事実を伝承するものでありまして、浜口議員の思いが込められていると拝察をいたしております。私も含めて、全職員が町職員として大規模災害の経験はありませんが、議員ご指摘のとおり、我々職員が先頭に立って被災対応に当たる責務がございます。来る2026年は、51年災害から50年の大きな節目を迎えます。いつ起こるか分からない自然災害への備えを肝に銘じるとともに、過去の大災害の教訓を次代へ伝承するため、節目にふさわしい記念行事などの開催を検討してまいりたいと考えており

ます。議員各位をはじめ、関係者の皆様のご意見も頂戴しながら、浜口議員の願う災害の伝承につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 49災で亡くなった29名のやすらぎの塔は馬木海岸にあります。しかし、この場所は公園化されていて、常には町民の皆さんは訪れるチャンスが少ないと思います。49災で山から流れ出た土石で海面を埋立てし、グラウンド、ライオンズの丘などをつくり公園化したものであります。二度と経験したくない大災害の過去の事実を、町民の皆さんも遠き昔の出来事としか記憶に残っていないのではないかと。特に若い方は49災のことは知らないと思います。2年後の51災では、南蒲野の谷尻地区で土石流が発生して24名の方が、そして室生地区で4名の方、計28名が犠牲になりました。しかし、ありますのは、慰霊の碑ではなくて、工事完了の碑であって、そこに少し慰霊的な言葉が記されてはおります。この2回の大災害を経験した小豆島町として、64名の犠牲者の慰霊碑を、間もなく50年を迎えますので、ぜひ建立していただきたいと思う。

太平洋戦争の沖縄の犠牲者、糸満市へ行きますと全部の名前が載った慰霊碑があります。そして、テレビでよく見えますけど、そこでその名前を手でえぞりながら慰霊をされとるんかな、親族の方々は。もうそういうのがテレビで放送されますので、やはり慰霊碑というのは亡くなった方のお名前が入ったそういう慰霊碑であるべきだと思いますし、こういう災害はいつ起こるか分からんということでございますので、ぜひあまり人が訪れるところじゃなくて、よくよく役場の職員の方々そして町民の方々の目につくところへぜひ建てていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 浜口議員のご質問の趣旨は、やっぱり災害を伝承する、また災害はいつ起こるか分からないということを常に思っておくということかと思えます。

まず、やすらぎの塔につきましては、B&Gの公園の中ですから、誰でもがいつでも訪れることができるという意味では浜口議員の趣旨に沿うものかと私は考えております。

それから、谷尻の碑ですけれども、確かに工事の意味合いのものかも分かりませんが、やはりそこで災害が起こったという事実を伝えていくための碑という意味もあろうかと思えます。碑というのは、やっぱりその災害に関連した場所、例えばここで災害が起こったんだということを後年度の人たちに伝えていくっていうことの意味が大きいのではないかと思います。確かに名入りのものも、そういった大勢の方の名前が入っていれば

ここで大きな災害が起こったんだなというふうな思いに至るかも分かりませんが、やはりそれよりもここで起こった事実っていうのを伝承していくということが後年の人たちに気をつけるようにというような意味合いが強いのかなと。そういう意味では、やすらぎの塔と谷尻の碑、これがあることで後年度の方たちに伝えていくことができるのかなと思っております。

また、それ以外に、こういった災害の歴史を伝えるということで、今年度の事業としまして、浜口議員にもお願いしておりますけれども、今年28日に浜口議員のほか、当時の役場で災害復旧に当たった方のお話を職員にさせていただくこととしております。やはり、町長も申し上げましたけれども、私たちも職員として災害対応をしたことはございません。私も当時中学生でしたから、逃げるのが精いっぱいでした。ですから、そういったときに役場職員がどういう思いでどういう行動を取ったかということを知っていく、これも一つの伝承ではないかと思っております。

ですので、ちょっと長くなって申し訳ないんですけども、いろんな形でそういった災害を伝えていくという方法はあろうかと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 現在の慰霊碑いうんか、記念碑で構わんじゃないかというご意向かと思っておりますけど、私は、あと3年ぐらいしたら50年になりますし、ぜひ、あまり皆さんが訪ねないところにありますので、現在、50年を迎えるに当たってしばらく時間がありますので、ひとつそういう慰霊碑を造っていただきたいということをお願いいたします。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は、町施策の刷新について、町長のご意見を伺いたしたいと思います。

町への流入人口が以前より鈍化しています。私は、人口の確保が一番重要なことであり、あらゆる面で町の発展、維持につながるものだと考えます。先進的な施策も、時がたてば普通の施策になってしまいます。新たな施策を講じる必要があると考えます。

そこで、それぞれの自治体がいろいろな取り組みをしている中、町として重点施策をどのように考えて実行していこうと考えているのか伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、町施策の刷新についてご質問をいただきました。

初めに、流入人口の鈍化でございますが、令和2年度の移住者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により111人であり、令和元年度と比べて19人の減となっております。また、令和2年度の国勢調査人口の速報値につきましては1万3,889人で、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を300名程度上回ったものの、依然として人口の減少が続いている状況でございます。

議員ご指摘のとおり、町の発展、維持には人口の確保が最も重要であると私も認識をいたしております。これまでも人が集い、元気なまちを目指し、人口減少を少しでも緩やかにできるように、5本の柱によって様々な施策に取り組んでおります。中でも、子育て、人づくりは、人口減少を克服していく上で最も重要な施策の一つであり、本年度の予算におきましても妊婦応援給付金や子育て応援給付金を新たに盛り込み、奨学金貸付事業など、これまでの施策と併せて予算の重点化を図っているところでございます。

また、ご質問のとおり、様々な自治体において先進的な取り組みが始まっており、特に明石市においては、子育て支援を施策の柱に位置づけ、人口が増加していると聞いております。

今後におきましても、先進的な事例を研究し、すくすく子育て応援アクションプランの見直しや、予算編成等を通じて新たな施策に取り組み、人口減少を少しでも緩やかにしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） この12月ぐらいですかね、民法の改正が行われます。今は、奨学金制度なりは、保護者なりの町に対する借金というか、債務があれば受けられないような制度となっております。今度からは言うたら18歳が成人というふうな形になってきますので、その辺は個人の将来を考えたら、そこへ給付していく必要性も出てくるのかなと思います。

また、今島内で子ども食堂いうのかな、そういうふうな分があります。今まで行政のほうの貧困世帯の把握なりがちよっと後れているのかなと思っております。そういうふうな需要があるところを細かく見ていく必要性もあるのかなというふうに思います。

また、明石市なりやったら、中学校の給食費はただというふうに銘打っておりますし、医療に関しても高校生まで医療費はただというふうな形になっております。また、明石市のホームページになると、大々的に子育ての町というふうな形のPRができております。なかなか小豆島町のホームページを見ても、そういうふうな宣伝というか、外へアピール

する部分があまりにも少ないと思います。いろんな会で、奨学金制度が充実というところ  
いうんは、どこにも負けないような施策になっていると思いますが、その部分に関して全  
然と言っていいほどPRができていない。それがこれからのデジタル社会というか、いろ  
んな部分をネットで検索するというふうな時代になってきておりますので、その辺を大い  
にアピールしていくことが人口の流入につながっていき、また子育て応援というふうな形  
になっていくと思いますので、その辺はどういうふうに考えているのかお伺いいたしま  
す。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず最初に、おっしゃられました民法改正で成人の規  
定が変更になるというお話がございました。今現在、私どもの奨学金の規定で、未成年へ  
の貸付時は法定代理人を連帯保証人とするよう定めております。これの未成年というのが  
下がっていきますので、今度各民法が改正された後、大学生として修学資金を借りに来ら  
れるいう場合には法定代理人以外の方でも連帯保証人に記載していただいて構いませんの  
で、それはもう申請人と連帯保証人になる方のところでお話をさせていただければと思いま  
す。

それから、子ども食堂のお話がございました。

子ども食堂をされております代表の方につきましては、これまで私どもの課、それから  
健康づくり福祉課のほうにもご相談に何度も来られており、それぞれ対応しております。  
ただ、私どものほうでもモデル事業というのがございまして、3年間最大50万円を補助す  
るという制度もございしますが、申請に至らないというところがございまして、それにつき  
ましてはまた申請の手続についてご支援をしてまいりたいと思いますので、ご相談いただ  
けたらと思います。

それから、給食費の無料のお話がございました。

以前にも議会でこのようなご提案がございまして、そのときに調べたんですけれども、  
給食費無料が直ちに人口の増加につながっているとは思えない状況がございました。どち  
らかといいますと、ベッドタウンの市町が給食費を無料化していて人口が増えていると。  
どちらかという、ベッドタウンであるというところのほうが大きな要因かなと、そのと  
き調べたときに思った次第でございます。

それから、奨学金制度は大変いい制度だけれどもPRが弱いのではないかというお話で  
ございました。一応住民の皆様には、3月号の広報で毎年1ページを割いてお知らせをし  
ております。

それから、子育て支援のPRにつきましても、町のホームページのトップページに子育てのバナーを設けさせていただいて、そこから子育ての情報を把握しやすいようにいろいろ工夫を毎月というか、毎日続きを改良しながら、情報を把握しやすいように努力しておりますので、今後もその努力を続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 奨学金制度のほうは、保証人確保ができれば親が債務があってもというふうな形で考えたらええんですかね。

それと、子ども食堂の部分に関しては、行政のほうが待ち構えるんじゃなくて、一緒にやっていくというふうな形にしていけないとなかなか前に向けた対応はできないのかなと。申請を待ってますじゃあかんと思います。

給食費の無料化にしても、人口増にはつながらないというふうなことです。子育て世代の応援というふうな部分で考えると、その辺もありかなと思いますが、違った観点からの見方というふうな部分も必要ではないかなと思います。

あと、ホームページの部分に関して、一遍明石市のホームページというか、子育ての分を見てください。何でこんながあるんやというふうなぐらい宣伝をやっています。町のホームページの部分はもう一つ見にくい。子育てに特化したいゆうふうな形のそういうふうなホームページができておりますので、そういうふうな部分は参考にしてPRしていく必要性はあるのではないかなと思いますが、町長のご意見を伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） PRにつきましては、ホームページが私どもの町が全国でも表彰されたという優秀なホームページやと表彰もされておりますけども、ただ今現在はコロナウイルス関連をトップページに持ってきとる関係から、ちょっとアピールが低いのかなというご指摘やと思っております。その点については十分に検討させていただけたらというふうに思います。

ホームページにつきましても、日々子育てやこども教育課のほうでは更新をさせていただいておりますし、ただ私も町長就任当時、日本一の子育ての町を目指すというようなことを言っていますので、その方向は変わっておりませんので、今後ともそういったPR活動は進めていきたいというふうに思っております。

また、給食費につきましても、今後十分に検討させていただいて、子育て支援の面からできるのかどうかを検討させていただいて、できるのであれば実施したいというふうに思っております。

あと、奨学金につきましては、またこども教育課長のほうから答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 町税等に滞納がなければ貸付けはできるのかということは、そのとおりでございますので、そういう方を申請書に記載していただければいいかと思えます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 実は、先週も健康づくり福祉課の濱田課長と私で、代表者の岡さんと会議の場を持たせていただきまして、これから持続可能な団体、活動にするにはどうすればいいかという話をさせていただきました。町としても、やはり貧困世帯への応援というのは非常に大事だと考えております。やはり肝になるのは、どう続けていくかということでございます。岡さんも、その辺を非常に気にされておりました。一つは人的な話、一つは財政的な話かと思えます。団体としてやれること、町としてやれること、そういったものをこれから交通整理させていただいて、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

町長、ホームページの部分も、明石市のほんまに特化した部分を見ていただいて、それぐらいやらんと地域間競争には勝てんのかなと思えますので、その辺よろしくお願ひして、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは3問質問いたします。

最初に、イクボス宣言の効果はということで、4年前の6月の四国新聞に「小豆島町イクボス・仕事と育児両立へ宣言」と記載されておりました。育児を後押しする上司の会議に町の管理職が出席、研修会には町内企業から約80人が参加しておられます。当日の講師から、働き方を変えることが皆さんの職場や小豆島を守ることに繋がると呼びかけられています。課長以上の町の職員が宣言し、部下が家庭生活と仕事を両立できる職場環境づくりに努めると宣言しておられます。しかし、実態とはかけ離れていると私は思えます。

昭和54年頃、週休2日制が世界中に広がり、日本にも広がり、公務員から先に改善したことは分かりますが、民間の労働者に広がるのに約10年かかったと思えます。当時、丸金の先輩は日曜日が休みになったときとてもうれしかったというので、盆と正月は休みだっ



たのではと聞きますと、朝出勤して10時に家に帰るのを盆休みと言っていたとの答えに驚きました。女工哀史の本のことも思い出しました。

改めて考えますと、労働基準法は昭和22年11月23日につくられ、憲法はその後の次年度の昭和23年5月3日だったことを考えると、勤労、働くことの大切さと休日のことを深く考える必要があると思います。今年の8月11日の朝日新聞には「働き方改革を」と記載され、人事院の提言が記載されています。報告を見ると、ボーナスは引下げ0.15か月、公務員の人材確保、妊娠、出産、育児と仕事の両立、職場環境の改善とありますが、省庁の幹部は深夜まで働き、土日出勤もいとわない人が少なくないとまで書かれております。この機会に、ラスパイレスの意味と実態もお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員からイクボス宣言の効果についてご質問をいただきました。

森議員のご指摘のとおり、小豆島町イクボス宣言につきましては、平成29年6月1日に「ともに働く職員のワーク・ライフ・バランスを応援しながら仕事の成果を出し、自らも仕事と生活を楽しむイクボスとなる」ことを掲げ、当時の課長以上の職員が宣言をいたしております。私も仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりが大切と考えており、職員には、出産や育児等の休暇制度をしっかりと活用していただき、職場復帰した際には、町が直面している様々な課題に取り組んでいただきたいと考えております。

ラスパイレス指数につきましては、ドイツの経済学者ラスパイレスが1864年に提案した算出方法に基づいて計算されたもので、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数と認識をいたしております。

詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 森議員のイクボス宣言の効果についてのご質問にお答えいたします。

まず、出産、育児等の休暇制度でございますけれども、現在女性職員の育児休業の取得率は100%でございます。こういった意味では、職場の環境づくりは進んでいるのかなと思っております。

また、特別休暇であります産前休暇の取得期間につきましても、出産6週間前までだったものを出産8週間前まで、2週間延長したり、そのほかに子の看護休暇、子供さんの調子が悪いというようなときに親御さんがお休みできるように、これまでは小学校就学前ま

でとなっていたものを中学校就学前、つまり小学生までのお子さんの場合には例えば特別休暇が取れるというような制度を設けております。

また、今回、人事院勧告の中で新設される予定の不妊治療のための休暇制度でございますけれども、これにつきましては、本町では既に本年4月から制度化をしております。このように、妊娠、出産、育児と仕事の両立を支援している制度ができているものと思っております。今後も、管理職をはじめとする職員の意識改革によって職場環境の改善を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。それから、ラスパイレスの状況でございます。

最新の数値でございますけれども、令和2年度の小豆島町のラスパイレス指数は94.8%となっておりまして、県内では土庄町に次いで下から2番目という状況でございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） これ、丸亀市の6月議会である方が質問しとんですけど、労働基準法など8つの法律から成る働き方改革関連法、これ2019年に改正しましたらしいですけど、長時間勤務の常態化を見直すとあります。町の場合も、夜通りかかると明かりがついていることが何かありますけど、これはきちんと時間外労働を払っているんでしょうか、当然だと思いますけど。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 時間外勤務については、それに応じた手当を支給しているのはもちろんのことでございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） ラスパイレスですけど、町長がおっしゃられたように、1864年なんですね。日本で言うと、坂本龍馬さんがおいでたときなんです。僕は、もう古過ぎて、ある意味では町の職員がえいと思われとるだけであって、実際には生活するために家を建てたり、大学に行かせたりするのにお金が要ると思うんですけど、その辺のところの改善というのを考えると、このラスパイレスいうのが古過ぎると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 計算方法そのものは古いかも分かりませんが、ラスパイレス指数自体は、国家公務員と地方公務員の給与の差を比較するための単なる指数、手段でございますので、これは目安として見ていただければいいのかなと。その中で、本町

はどちらかという低い状況にあるというのは事実でございますので、そういった点は改善の必要もあろうかなと思いますけれども、あくまでも私どもの給料も国の人事院勧告、それから県の人事委員会報告に基づいて改正しておりますので、その辺と均衡を取りながらできることはやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 2問目に入ります。

航路も道路でしょうの言葉の意味と私たちの移動についてでございます。

大昔の人は歩くしかなかったのですが、人力車、自転車、自動車、バス、電車、新幹線、高速道路、瀬戸大橋、海底トンネル、空は飛行機、ジェット機、海は船に頼るしかありません。日常的には旅客船、車も乗れるフェリーなど、随分便利になりました。いわゆる人間の移動の発展だと思います。振り替えると随分便利になったものでございます。

この中で、自費のものと公費を使っているものとの違いを説明していただきたいのです。自民党の細田衆議院議員が国会で発言された航路も道路でしょうを町はどう考えているのかお聞きします。確かに移動するときには費用がかかります。草壁港の廃止を仕方ないと主張されている方もおられます。しかし、最近では、地球温暖化を考え、排ガス縮小が主張され、巨大船の利用拡大が計画されています。こうした移動は車の排ガスを少なくすることができ、交通事故も減ります。小豆島の6航路は、歴史的にも現実的にも必要な航路です。2000年に取り組んだジェットライン存続の署名は1万5,795名でした。

その後、ジェットホイル船が止まった2006年4月には、連合小豆地協、東部地区労、西部地区労、社民党小豆で新聞折り込みをしました。チラシには「瀬戸内海の島々の未来に光あれ」と書かれていました。東部地区労は、坂手の広場でメーデーを行い、デモで坂手を一周しました。これは資料ですけど、この坂手でのメーデーは、2008年5月1日、2009年4月29日、2010年5月1日、2011年5月1日、4年にわたって行われています。誰かが必要だからあの航路が守れたということじゃないと僕は思います。みんなの願いがかなったのだと思っています。

少し前ですが、2007年5月、十島村は国交省に、離島の運営にも道路財源を当ててほしいとの意見書を出し、石碑には「汽船も亦道路なり」の言葉があります。今回は、草壁港、高松港の存続で小豆島町一丸となる必要がございます。今年1月17日、寒い中マスクをつけて参加した600人の方の願いは誰も消せないと思います。年金生活の方や生活保護の方、免許証を持たない方、返納した方の中には、高松の病院に行くのをやめたいという方もおられます。町として県や国に強く要望する必要があります。このままだと移動は制限さ

れたままで、玄関に鍵をかけた状態です。昨年12月1日には法律も新しくなり、町長の答弁にもありました。改めてその決意をお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から、航路も道路でしょうの言葉の意味と、私たちの移動についてご質問をいただきました。

初めに、議員ご指摘のとおり、人々の移動手段は、科学技術の進歩等により発展し、多様化しておりますが、古来より変わっていないのは、移動によって生じる費用は金額の多寡こそあれ、陸上交通、海上交通ともに移動する人が一定の負担をしてきた点でございます。

ご質問の自費と公費の考え方でございますが、道路や港の整備など、いわゆるハード事業にありましては管理する公が主体となり、税金等の公費で実施しております。次に、自費につきましては、利用者数や利便性、経済性、地域の特殊要因などを総合的に勘案し、料金が設定されており、それぞれの地域の交通環境によってその金額は様々でございますが、一定の負担を利用者に求めているところでございます。

具体的に申し上げますと、オリーブバスにつきましては島内唯一のバス交通であり、公が一定の支援を行うことで低廉な運賃とし、利便性の向上と持続性を高めているところでございます。

次に、細田議員の発言につきましては、航路も道路と同じように地域と地域をつなぐ道の機能を持っており、人々の移動や物流に欠かすことのできないものと認識をいたしております。したがって、小豆島の6つの航路は、これまでの答弁で繰り返し申し上げているとおり、島の発展に重要であると考えておるところでございます。

最後に、決意でございますが、これも繰り返し申し上げておりますように、草壁、高松航路は地域住民の日常生活や社会生活にとって大切な指定航路であり、クルーズの魅力も併せ持つことから、将来においても魅力と可能性を持っておることとでございます。

今後におきましても、港の機能の維持管理を継続し、交流人口の拡大、産業の活性化、文化活動の推進等を図り、町と島の魅力を高め、海の復権と全ての港の活性化を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私は、川崎徹さんが元気なときに、航路の問題で県を訪ねました。県のほうはこう言われました。何で土庄と池田と草壁から高松に来よんですかと。土庄だけでいいでしょうと言われ、私はもうびっくりしましたが、実情をいろいろ話した

んです、そうじゃないんやいうことを言うと、彼は来るだけ見よつたと、帰りは見よらんのだと。僕やって一杯飲んだら草壁まで歩いて帰るでいうて言うたりしたら、来るだけ見よつて、土庄だけいいとか言ってましたけど、帰りを見ないかなということも言われました。

また、これは車の免許証を持ってないいろんな人が困つとんですけど、高齢化率いうんは今多分42.51%ぐらいになつとると思うんですけど、航路の大切さというのは以前よりも高まっているんじゃないかというふうに思うんです。ですから、土庄と池田と草壁とを守ってくれと。私、池田は要らないいうんを一遍も思うたことないんですけど、航路の大切さというのは高まってきてるんじゃないかというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、草壁高松航路につきましては、住民の日常生活あるいは社会生活で大切な航路だということでございます。現在、土庄町と一緒に新たな地域公共交通計画、これを策定しておりますが、その中には四国運輸局、国の職員であるとか、あるいは香川県交通政策課の職員にも参画をいただいて作り上げておりますが、その会議の中でこの草壁高松航路の重要性というのは私は何度も繰り返し申し上げておりますし、また9月にもこの会議を持つ予定でございますので、その中でもこの航路の大切さを訴えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 高松までの金額とかなんとかいう、これは業者が決めることで構いませんけど、これ今年6月15日の地方新聞だと思うんですけど、伊吹島在住者の航路運賃を半額にとということで、来年ですかね、これこういう方針が出てます。ですから、金額は例えばそのままでも、草壁はやっぱりどうしても必要だというふうに思うんですけど、もう一言だけお願いします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） その伊吹島の件につきましては、前回の議会でもご質問をいただいて、その件に関して私も承知をいたしております。今まで市がやっていたものを民間に移されたということでございますけれども、もう繰り返しの答弁になりますが、草壁高松航路の重要性は今後も会議があるたびに、機会あるたびに訴えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 3番目に移ります。

通学路の安全対策についてでございます。

今年6月、千葉県の通学路事故で亡くなった子供さんのニュースを繰り返し見ましたが、ブロック塀が地震で倒れ、子供さんが亡くなった大阪のことも忘れられません。私の近くでも、空き家の瓦が落ちていますが、安田小学校へ行く通学路でございます。子供さんは反対側を通ったりしよるそうです。町道で、散歩道でもございます。まさに危険空き家です。今どうなっているのか、対策はしているのか、実態をお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 森議員からの通学路の安全対策について答弁いたします。

今年の6月に、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷する痛ましい事故がありました。事故後、文部科学省と国土交通省から通学路の点検を行うよう通知があり、本町におきましても各学校に対して保護者のご意見も聞いた上で危険箇所を調査するよう依頼したところでございます。

その結果、35か所の危険箇所の報告がありましたので、小豆警察署など関係機関とともに現地確認を行い、合同点検を実施しました。通学路の危険箇所には、自動車の走行に関するものだけでなく、ブロック塀や民有地にある蜂の巣など様々ございました。

自動車の走行につきましては、ドライバーに注意を喚起するため、既に路面上に通学路や減速の表示があるものの、依然として安全面に課題があるとされた箇所もありました。危険箇所については、危険を解消する対策について関係機関と協議し、安全性の確保に努めるよう計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校におきましては、児童・生徒に対して登下校の際に危険な箇所について十分注意するよう指導するなど、これまで以上に安全教育を徹底してまいりたいと考えております。

空き家対策については、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 私からは、危険空き家の対策について答弁いたします。

森議員もご存じのとおり、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し補助金を交付する小豆島町老朽危険空き家除却支援事業がございます。これは、現に使用されて

おらず、かつ今後も居住の用に供される見込みのない住宅を対象としたもので、県の補助制度にのっとった事業となっております。

森議員のおっしゃる危険空き家は、以前からご相談いただいております工場、倉庫等、住宅以外の建物のことだと思われませんが、現行の制度では基本住宅以外については補助の対象外となっております。近隣や道路通行者等に被害を与えるおそれのある危険な建物の存在は承知しております。仮に町独自で住宅以外についても事業を行うこととなれば、かなり多くの申請が予想され、全て単独町費での負担となることから、現状では難しいと思っております。

しかしながら、住宅以外の建物についても、時間がたつほど深刻に、また解決が困難になっていきます。このようなことから、香川県に県宅地建物取引業協会、不動産協会、建築士会、地方公共団体等から構成される香川県空き家対策連絡会がございます。こちらへ森議員が望んでおられる住宅以外の補助要件の拡充について議題に上げてほしい旨要望しております。今後、県連絡会の動向に注視してまいりたいと思っております。

森議員もご存じのとおり、県広報8月号に県知事から「空き家について考えてみませんか」というテーマで補助制度の活用等、空き家対策の取り組みについて掲載されておりますように、町としても住民の生活環境保全を図るための施策実施に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私もその答弁を前に聞きましたんで、8月2日の日に県に行きました。その担当者が、古い家を潰すのはトイレと風呂場がどうのこうの言うたら、僕は子供のときにはもらい風呂やったでということも言ったんですけど、それも含めて知事さんがわざわざこう書いていただいておりますんで、県にも強力に言うてほしいというふうに思います。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 8番柴田です。

私のほうからは、2問質問させていただきたいと思います。

1つ目は、ヤングケアラーの現状把握と支援についてでございます。

ヤングケアラーとは、本来家族にケアを要する場合に、大人が担うと想定されるような家事や家族の介護などのサポートを行っている18歳未満の子供を指します。核家族や共働き、独り親家庭の増加といった家族構成の変化により、子供がケアの担い手にならざるを

得ない状況があり、まだまだ社会的に認知度も低く十分な支援の手も届いていないのが現状です。その背景には、介護は家族が担うものとの日本の風習、最近では高齢者施策等で介護保険制度とかができたりして、状況に応じて高齢者の場合には手厚くまでもはいかないが、そういう支援策ができております。子供が家族の介護で苦しんでいることを周囲に打ち明けられないというふうな状況が多々あると思います。

国は、本年4月に公立中学校、高校2年生を対象にした実態調査を行いました。それによると、中学2年生で17人に1人、高校2年生で24人に1人が家族の世話をしているということが明らかになりました。これを受けて、国は、厚生労働省と文部科学省が連携をして支援に向けた福祉、介護、医療、教育のプロジェクトを立ち上げて、本年5月、学校や地域などで早期発見して支援につながる体制を強化するということなどを盛り込んだ支援策を報告書にまとめております。

香川県でも、6月の定例会でヤングケアラーの支援についての質問がありました。この答弁で、知事は、市町にも働きかけて状況を把握する必要がある。国の動向を注視し、支援体制の構築などにも取り組みたいと答弁されております。

それで、町内のヤングケアラーの実態の把握と、これにより現状こういう子供さんがおいでた場合の相談窓口などの設置についてはどのように考えておられるのかをまずお聞きいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員からヤングケアラーの現状等について何点かのご質問をいただきました。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造的な問題があると言われておるところでございます。

さて、本町における現状でございますが、今のところ学校現場、児童虐待、福祉サービスに関わるそれぞれの担当においてこのような事例は把握をしておりません。また、相談窓口の設置に関しては、冒頭に申し上げましたとおり、ヤングケアラーについては表面化しにくい構造にあるため、効果的な窓口の設置について研究してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

まずは、虐待防止等ネットワーク会議などにおいて、全国の事例について研修を重ねるとともに、子供と接する時間が長く日々の変化に気づきやすい学校現場を中心に、ケアを



必要とする家族に関わりのある医療、介護、福祉等の専門職との連携により、ヤングケアラーの早期発見、早期支援ができるよう、体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 学校の方は、本当に子供たちがいろんな悩み事を相談するのは、まず親であったりとか、学校の中でもお友達とか、そういうなんが多いというふうには聞いております。友達であったり学校です。そのためには、今さっきもおっしゃってましたけれども、子供と接する機会の多い職員こそ理解をしていただくということがやっぱりすごく大事になってくると思います。そういう点では、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、学校現場、一番子供と接する機会が多いし、担任であるとか養護教諭、以前にも生理の貧困等のご質問もありましたけど、いろんな意味で子供たちが教職員に相談しやすい環境づくり、また教職員においてもそういうふうなことに対する理解を深めるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） これ、最近各自治体なんかでもいろいろ取り組みが進んでおります。

先日、四国新聞の9月1日ですかね、これは民間ですけれども、高松で無料相談窓口ができたというふうなんも載っておりますし、先日NHKのテレビ番組で、27歳の男性の方は自分の体験を通して様々な活動をしてるといふ、そういうふうなテレビで放送がありました。その方は、本当に4人家族で、小さいときにお姉さんも優しくていろいろしていたみたいなんですけど、年頃になった時点ですごくその姉が精神的に参ってしまって、夜中に起こされてというのが毎晩。ほかのいろんなことは両親がするんですけれども、やっぱり夜中に寝られないということで、毎晩毎晩隣の部屋からドンドンドンドンいうて声をかけられて、しまいにはもう倉庫にベッドを置いて寝たという、そういうな体験を話されておりました。それで、高校生のとときに学校でスクールカウンセラーに相談したら、心のそういうことは力になれるけれども、家庭のことには何もできないと、そういうふう突き放されて、もう絶望的であったっていう。今は介護職に就いてるらしいんですけれども、こういう今生理の貧困もそうですけれども、なかなかそういうなんはないわと思っても、役場の中で生理用品なんかでも何人の方が受け取りに来られたという報告も聞いて

ておりますので、やっぱり見えないところに心を込めていくという、そういうなのを。ですから、町の職員もそうですけれども、我々一般もそうですけれども、気付けていかないかんのですけれども、やっぱり一番身近である先生方は本当に大変な中ですけれども、教職員なんかを寄せて、そういうヤングケアラーのことはまだまだ認知もされてないので、勉強会を開くなり、個々ではなかなかあれなので、開いてそういうふうにしていただきたいなと思いますけれども。

この中の養護教諭の中でも、本当にもう、今言葉がありましたけれども、家庭の状況を把握するのが第一なんだと。やっぱり保健室の先生とか、今が一番重要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、本当にもう一つでもできることは子供の力になっていきたいというふうにも話されておりましたので、先生方の研修みたいな、そういうふうなのはしようかなというふうな予定とか今考えとかはありますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今、再質問でございましたように、こういう相談について適切に対応するには、教職員のほうの理解が一番重要だと考えています。ヤングケアラーについては、近年問題になってきておりますので、そのあたり認識が十分でない教職員も実際はいると思います。

あと、特別支援教育なんかも含めて、研修会は定期的に、これまでですと年に3回程度、ただ昨年からコロナ禍の影響で年に1回とかいう形になってますけど、今後は元どおりの研修が実施できるようになった場合にはこの件についても議題として、講師の方をお招きする等、研修に努めたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 今コロナの話もいろいろ出てますけれども、本当にこの1年半以上の子供たちは辛抱という、そういうふうな状態にあります。やっぱり見えない部分で、本当に平気のような顔をしていますけど、やっぱりどこかで傷ついていると思うんです。特にこの夏休み明けというのは、子供たちにとっては本当に重要な時期じゃないかと思うので、今まで以上に大変だとは思いますが、子供の見回りというか、そういうなのをぜひ先生方も注意をして今まで以上に見守っていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

2問目に入ります。

運転免許証返納支援のさらなる拡充をですけれども、前回のときにタクシーチケットを併用していただきたいという要望を皆さんのために言っていただきまして、本年4月より

運転免許証の返納支援がタクシーチケットの併用支援として実施されて、本当に利用者さんには大変喜ばれているところと思います。

しかし、タクシーは普通のタクシーいうたらおかしいんですけど介護タクシーなどにも利用できるようにしてもらいたいという声もあります。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員から、運転免許証返納支援のさらなる拡充についてご質問をいただきました。

高齢者運転免許自主返納支援事業につきましては、高齢ドライバーによる交通事故の防止とオリーブバスの利用促進を図り、日常生活における高齢者の外出を支援するため、平成22年度に制度化したものでございます。これまでの支援内容は、バスの回数券のみとなっておりますが、今年度よりバスの回数券に加えて、タクシー助成券を選択できるように拡充を図ったところでございます。

さて、支援事業につきまして、一般のタクシーに加え、介護タクシーも利用ができるようにとのご提案でございますが、介護タクシーは利用できる人の範囲が介護保険法での要介護者や要支援者、また身体障害者福祉法での身体障害者手帳の交付を受けている者、消防機関等を介して搬送サービスの提供を受ける患者など限定されておるところでございます。

このため、小豆島町通院困難者支援事業として、平成29年度よりバス利用が困難な高齢者、障害者に対して、通院に要するタクシー利用料金の一部を助成しているところでございます。本制度では、介護タクシーも利用可能になっております。

要介護者や障害者の移動支援につきましては、交通施策よりも福祉施策の面が強く、また期間限定ではない継続的な支援が必要であると思っておりますことから、今後補助金額や対象範囲の拡充に向けて検討してまいりたいと考えております。と申しますのは、あくまでも小豆島町通院困難者支援事業のほうの補助金額や対象範囲の拡充等で検討してまいりたいということでございます。

なお、タクシー助成券の利用状況につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、タクシー助成券の利用状況につきましてご答弁をさせていただきます。

8月末時点における新規及び継続申請者数ですが、263名となっておりまして、その

うちの90名の方、率にいたしますと34.2%ですけれども、がバスの回数券とタクシー助成券、こちらのセットを選択されておまして、大変好評をいただいております。

しかしながら、自主返納支援につきましては、まずはオリーブバスの利用促進という大きな目的がございまして、また介護タクシーへと拡大した場合には制度が大変複雑になりますので、町長の答弁にもありましたように、福祉施策としての拡充、こちらを検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 一般タクシーですけれども、小豆島町にタクシー会社があります。土庄町にもタクシー会社があります。これは、町がどういふなんか利用はあれですけれども、土庄町のタクシー会社も使えるというようなことは考えられないのでしょうか。お願いします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） このタクシーチケットの運用に当たりまして、地元のタクシー会社さんと十分な調整、協議をさせていただきました。その中で、我々が考えておりますのは、やはり町内唯一のタクシー会社、こちらにも極めて重要な公共交通機関と考えておまして、その持続可能性というのは当然念頭に置いて施策を打つべきだと考えてございます。ですので、町内のタクシー事業者をしっかりと支えていきたいという考えでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） タクシー事業者を支える、本当に大事なことなんですけれども、内海地区、池田地区があります。割合池田地区の方は、結構土庄から呼んだほうが早いという場合もあって、利用もあつたりとかするので、できたら両方が使えるようなんがあれば、せっかく支援のあれが実ったからという声もあるんですけれども、無理ということなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） タクシーの免許制度でございしますが、サービス提供区域というものがございまして、当然町内のタクシーは小豆区域ということでございまして、当然池田地区のほうにも参りますし、事業形態もそういうふうになってございます。

最初の導入に当たって、町外のタクシーを利用できるようにするならば、我々はこの事業には賛同しないという声も頂戴しておまして、まずは町内の事業者をきちっと持続可能性のあるものにするということで始めたものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） これは、今町外のタクシー等利用も入れるのであれば、町内タクシーのほうはもうそれには協力ができないということですかね。利用者の立場からいうと、そういうなんではないじゃないかなとは思いますが、町としてはもうそれで仕方がないという話ですね。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 先ほど草壁高松航路の重要性についてもご質問をいただきましたが、この公共交通機関あるいは公共交通というものは、利用者があってしっかりと守っていくというのが大前提でございます。この町内唯一のタクシー事業者をいかに持続可能なものにして守っていくか、残していくかというのは、やはり町に課せられた大きな使命だというふうに私は考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時58分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は3問質問いたします。

まず1点目に、池田港の駐車場と町有地に関してということでお尋ねをいたします。

現在、ヘリポート、臨時駐車場がある池田港の町有地に建設残土を置いているが、景観の面でもよくは思えないが、いつまでの契約なのか。

また、現在新型コロナ禍でフェリー利用者が減少しているようだが、特に休日には早朝から駐車場がいっぱいになり、産直横の駐車場で駐車スペースでないところに駐車し、トラブルも起きている。新型コロナの影響が少なくなると駐車場がもっと不足すると予想される。町として今後の対応は。町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、池田港の駐車場及び町有地についての質問をいただきました。

まず、池田港の町有地につきましては、ヘリポートから離れたところに臨時駐車場として、また公共工事等に伴う残土の置場として利用しております。3件の貸付けを行っており、貸付期間は本年9月末までが1件と残り2件は来年3月末までとなっております。な

お、申請により毎年更新している状況でございます。

池田港の駐車場につきましては、コロナ禍が収束し、駐車場が不足する場合は埋立地の臨時駐車場を拡張する方法で対応してまいりたいと思っております。

既存の駐車場で区画以外に駐車することで利用者の皆様にご迷惑となっていることが散見されていることは承知いたしております。利用者のマナーによるところではございますが、看板等による対応ができないか検討したいと思っております。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、西側の埋立地及び既存の駐車場の対応について説明いたします。

西側の埋立地につきましては、昭和51年災害の残土処理として埋立てされたもので、利用計画は緑地運動公園として埋立免許の許可を受けております。現在、公用または公共の用に供するとして、臨時駐車場、ヘリポート、残土置場として活用しております。

既存の駐車場につきましては、コロナ禍の状況で4月からの増便後に臨時駐車場が満車している状況になっておりませんので、利用者のマナーによりますが、町長が申し上げたとおり、臨時駐車場へ誘導する表示看板を設置するなどを行いたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 今、満杯というのがなかなかないという状況は確かにあります。ただ、時間帯によって、駐車場に町の許可を得て、産直市場があります。この産直市場の買物客それからフェリーの時間帯、これがかち合うと、その近辺でやはりトラブルが起きると。その横の商工会の建物の横の駐車場あるいはさきに言いました駐車場、このラインを引いてる中のところではなくて、その外側にとめておる、これは利用者のマナーによるというのは確かだと思います。時間帯に、もうフェリーのぎりぎりに来てそこらへとめていくというような方を見受けるわけですが、そういうことで実際に出られないという問題が起きておるので、それと全然動いてない、動かせないような車も見受けます。そのあたりの対応をどういうふうにご考えておるのか、再度お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 時間帯によっては利用がなかなか難しい状況になっているところがあるというご指摘でございます。それについては、先ほど言いましたように、臨時駐車場のほうへの誘導で対応したいと思っております。

また、長期間とめてるといふ車両につきましては、明らかに動いてないという状況がある車両も見受けられます。それにつきましては、小豆島町港湾管理条例施行規則の第11条で、1週間を超えて引き続き駐車してはならないとなっております。駐車場の看板にもその旨表記しておりますけれども、動かないと思われる車両、これにつきましては小豆島町港湾管理条例の15条で、これで撤去命令を命ずることができるとなっておりますので、それで撤去命令ができるかどうかという確認をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） この駐車場に関しましては、いろいろ対応を考えていただいて、トラブルがないように期待しておきます。

次に、2番目に行きます。

社会体育施設等の方向性とはということで、町内には体育館、公民館など、数多くの公共施設があり、その大半が老朽化しつつある。中でも、社会体育施設などは町内に26施設ある。社会体育施設等のあり方検討会を検討し、施設ごとの長寿命化計画に基づき、存続、廃止を含めてそれぞれの施設のあり方を検討していくとのことでありましたが、現状はどのように考えているのか、町長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、社会体育施設等の今後の方向性についてご質問をいただきました。

社会体育施設等につきましては、文部科学省が示す施設の維持を前提とした今後の施設のあり方の方針により、施設の建築後80年まで長寿命化する施設ごとの老朽度、利用状況、人口や収入、コスト等をまとめた長寿命化計画を策定する必要がございます。このため、生涯学習課が所管する体育館や公民館などの26施設について、令和2年12月に老朽度調査を実施し、令和3年3月に長寿命化計画を策定いたしております。

社会体育施設等のあり方検討会につきましては、本年3月22日に第1回を開催し、長寿命化計画に基づき施設の現状と課題についての説明を行っております。その後、コロナ禍の状況等により第2回の開催が後れておりますが、できれば9月中に開催する方向で考えております。

また、検討会では、生涯学習課の施設に加えて、ふるさと村やオリーブ公園のスポーツ関連施設のほか、旧小豆島高校の新体育館も対象とする予定でございます。今後、必要に応じて、施設利用者や関係団体からの意見もお聞きしながら、今年度中に施設ごとの存続、廃止の方向性をお示ししたいと考えておるところでございます。

最終的には、廃止の方向性が示された施設については、地元自治会や施設利用者との協議を行い、廃止時期を決定することになりますが、施設の代替機能を確保しなければならない場合もございますことから、地元自治会とは十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、老朽度調査の結果と長寿命化計画の詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） それでは、私のほうからは社会教育等施設の老朽度調査の結果と長寿命化計画の詳細につきましてお答えいたします。

本課所管26施設について、施設の老朽化の実態把握として、構造躯体の健全性に加え、屋根、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備、この5項目の点検評価を行い、各項目ごとにAからDの4段階評価をつけて施設全体を100点満点で健全度を算出しました。平成29年度に新築した三都公民館の100点を除けば、17施設が70から80点台であり、部分的な劣化があるとなっています。残りの8施設は70点未満で、一部の設備に全体的な劣化が目立ち、補修が必要であり、特に勤労青少年ホームは全体的な劣化が進んでいるとの結果でした。

次に、これらの施設について、今後40年間に必要となる経費を算出しています。従来型として、建築後50年を目安に改築を行うとした場合、40年間の経費は社会教育施設が57億円、社会体育施設が28億円で、全体で85億円になります。

また、建築後50年での改築を行わず、施設を建築後80年まで長寿命化対策を実施した場合の経費は、40年間で社会教育施設が53億円、社会体育施設が26億円で、全体で79億円となっています。非常に大きな経費となっていますが、この経費はあくまでも文部科学省が示した算出基準に基づいた結果でありまして、一つの目安としての金額と考えています。

社会体育施設等のあり方検討会におきまして、長寿命化計画を踏まえて、人口減少が進む中、当然利用者も減少することを考慮し、施設ごとの存続、廃止の方向性を決定したいと考えています。

先ほど町長が答弁いたしましたように、検討会での方向性を踏まえ、地元自治会や施設利用者等の協議を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 当然今の7施設かな、点数の相当低い施設があるようですが、



これ中には、今勤労青少年ホームですか、これとか、それから中山の体育館、もう名指しで言いますが、ここは聞くところによると雨漏りもしてると。これは、やはりいつまでも放っておくと職員も大変でしょうし、当然雨漏り対策に走り回るとんちやうかなというふうな感じもしますしね。これはもう直すんなら直す、廃止にするならするという結論、これは急ぐんではないかと。ほかのところはそういう雨漏りまでは聞いてないんですが、建築年数がたっておるということは、耐震の問題とかいろいろ聞くと、やはり方向性を完全に出さないかん、どっちにするかという。そういう9月に会議をされるということですから、当然そういうふうなことも検討されると思うんですけど、そのときに今言った施設の方向性を、せめて悪いところだけでもいつ頃までに地元と協議して、廃止とかいろいろな手入れをしていく考えがあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） ただいま森口議員のほうから出ていました中山体育館、あとうちの施設でしたら内海体育館とか、あと勤労青少年ホームとかあるんですけど、こちらのほうは建築年度が古かったり傷みも激しくて、中山でしたら特に利用頻度も少ないものとなっていますので、その辺は非常に対象になってこようかとは思っています。

ただ、今すぐに取り壊すとか、そういうのをするのではなくて、改築しなければならないような状況になったときにその辺を地元と協議して決めていくような形でやりたいと思いますので、改築しなければならない状況のどこまでは、簡単なと言ったらあれですが、雨漏りしない程度の修理とかもできればやりまして、ちょっとでも利用が延ばせれたらとは思っています。

ただ、もう廃止の方向で決まった場合は、やっぱり最低限の修理になろうかと思うんですけど、その上で対応させていただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 課長でそこまでこれ以上聞いてもなかなか答えられない。教育長に聞いたほうがええんかなと思うんですが。

これは、いずれにしても、後の質問にも関連してくるんですけど、やはり町として維持管理に相当な費用がついて回る、財政課長は今うなずいておりますけど、本当に町としていろんな分を見直していかないかんというふうな。やはり代替案というふうな話も今されてましたけど、当然地元協議いうんは一番時間がかかるん違うかなという思いがあるから、さっき言ったように、9月に開催予定のところである程度もうこれは駄目とか、これはやはりどうしても残さないかんとかというふうな方向性を決めて、年数をいつ頃まで

にそういう方向を決めてしまうんやというか、対応していくんやという形を取っていかないんだらできないのではないかなという思いがあるんですけど、教育長、どうですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 26施設に加えて、ほかにもふるさと村、オリーブ公園等を含めたら30施設以上になるんですけども、この中で、先ほども課長から答弁がありましたように、8施設、もう少し上を見ますかね、10施設ぐらいはかなり早めの一部修繕等が必要なものがあると思います。当然あり方検討会で廃止を決定するんじゃなくて、状況等を勘案しながら、先ほど課長からも答弁がありましたように、建築後50年ぐらいを目安に廃止するのか、修繕しながら利用していくのか、その方向性を決めて、それを受けて来年度以降地元との協議を進めたいと。利用する限りは、雨漏り等の修繕が当然必要なものは実施してまいりますし、廃止という方向であれば地元と十分協議をして、代替機能が必要なものについてはどういうものをつくるか、そういうなんも含めて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 速やかな対応を期待しておきます。ずるずると後へ引っ張らないように。

3番目に行きます。

幼・保、小学校の再編計画はということでお尋ねをいたします。

令和7年度には苗羽小学校の児童数が80名を割るという数字が出ています。町長は就任時から施政方針の中で子供たちの教育環境に触れています。平成30年度の所信では、幼・保と小学校の再編については、特別支援学校は池田小学校敷地またはその周辺に建設することが香川県教育委員会において決定され、教育大綱の前提条件に変化が生じたことから再検討したいと考えている。平成31年度の所信では、保護者や地域関係者などに幅広く意見を聞いたが、多様な意見があり、答えが1つでない難しい問題である。令和2年度の所信では、どういった教育環境が望ましいかを様々な角度から関係者と議論し、時間をかけて検討し、結論を出したいと考えている。子供たちにとって望ましい教育のあり方について教育大綱を修正した。令和3年度の所信では、引き続き子供たちにとってどういった教育環境が望ましいかを様々な角度から関係者と協議し、児童数の推移などとともに勘案しながら方向性を定めていきたいと考えているということでありましたが、現在、幼・保、小学校ともに方向性がはっきりしませんが、どのように考えているのか町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から保育施設を含めた公立の教育施設の再編計画についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど森口議員がおっしゃるとおり、本年3月の施政方針の中で、子供たちにとってどういった教育環境が望ましいかを様々な角度から関係者と協議し、児童数の推移なども勘案しながら方向性を定めたいと申し上げたところでございます。

現状といたしましては、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症について、本町においてもこれまで感染する可能性が低いとされていた小学生や未就学児にも確認されるなど、厳しい状況となっています。このため、8月2日に予定しておりました総合教育会議も急遽延期としました。

このような状況ではございますが、小学校が4校あることで児童間の距離を十分とって授業を行っておりますし、仮に1校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されても、他校は通常どおり授業を行うことが可能で、臨時休業のリスクは分散されていると思っております。

一方で、小学校の児童数につきましては、令和7年度には全校生が80人となる小学校が見込まれております。また、複数学年で1学級が15人以下となることから、学習面で一部の教科では指導が難しくなることや、集団生活から学ぶコミュニケーション能力の育成については影響が出る学校規模ではないかと懸念してるところでございます。

地域の核であり、地域で子供を育てる観点から、小学校はできるだけ存続させたいという思いもございますが、今後議員の皆様や保護者をはじめとする関係者の皆様のご意見をお伺いしながら、内海地区3小学校の統合も一つの選択肢として総合教育会議の場で協議し、方向性を決めていきたいと考えておるところでございます。

また、幼稚園、保育所については、各園、所の老朽化を含めた施設の状況や園児、入所見数から見て新施設としてのこども園へ統合する必要性やニーズは高いと思っておりますが、小学校の方向性を決める段階で併せて判断したいと思っております。

総合教育会議で出した結果が、子供たちにとってよりよい教育環境が確保できたと多くの町民の皆様のご理解が得られるものになりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久土君） 今答弁いただきました。

ただ、8月2日の総合教育会議、これがコロナでできなかった。本当にできなかったと言いながら、大勢が集まらなかったらどうしようもない会議かな、できないのかなという

疑問があるんですが。本当にやるのであれば、少数の人数あるいは場所を広くして会議を開く方法があったのではないかな。傍聴者は別に入らなくても会議はできると思います。そういう意味では少し疑問が残ります。これについてはまた後で答弁いただきます。

それから、やはり町長も認めておられるように、私は今まで本当に統合はあまりしたくないのかなという感じがして、協議してきたというものがもう少しはっきり伝わってこないんですが。

町長は、副町長時代、教育委員会担当で学校関係にはずっとおられてきたわけですから、改めてこういうふうなことを聞かなくても、もっと明確な答えが返ってくるのかなと、また方向を持っておられるのかなという思いがあったんですが、そのあたりがどうしても納得できないんですけど。そのあたりさっきのではもうありきたりの答弁に私は思うんですけど、教育会議とかいろんなところで本当に教育委員会の中で我々が分からない協議というのはどういうんですか。ちょっと……。

○議長（谷 康男君） ちょっと傍聴席、お静かに願います。

○10番（森口久士君） 町長、どうなんですか。いつまでもこうやって、さっき所信をずっと述べましたけど、——毎年の、——それからいくと令和7年には児童数が減るといのはもう間違いないし、令和2年度に子供ができたのが58名でしたか、という数字が出とるんです。そこからいくと、当然仮に統合するとなると、3年とか4年かかると思います。地元協議は特に時間がかかるのではないかなという感じがするんで、そのあたりどういうふうに考えておられますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 確かに出生数が激減をしております。ただ、これが全国的な面もありまして、コロナの影響による一時的なものなのか、それともこれが恒久的なものなのか、そのあたりも見なければならぬというふうに思っております。

過去にも、一部小学校が100人を切るという予測がありましたが、実際いざとなってみると110人程度確保できているというような現状もございます。あくまでも推移につきましては、予測につきましては現在の住民票がある場所での児童数を積算をしておりますので、そのあたり十分に見極める必要があるというふうに考えております。

私も、森口議員ご指摘のとおり、副町長のときは教育担当の副町長でもございました。その頃からも思っておりましたが、特に地域の核となる小学校というのは私は残したいという思いはございます。そういった中で、今後デジタル化の社会の中でそういったデジタルを活用した方向にはできないのか、そういったことも十分に見極めた上で検討してまい

りたいということでございます。ご理解をいただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 本心と申しますか、そういうふうなんが少し見えてきたんかなと。しかし、確かにどっちが正しいか、統合するのがいいのか、少人数の今のままいくのがいいのか、これは答えは分かりませんが、ただ片一方では財政面を考えますと、これは残していくとなっても小学校は古くなっております。当然また校舎の問題あるいはそういうなんに費用的には相当かかるというふうなことも出ておるわけですから、少しおかしいなと、財政を考えたらそういうふうな思い切って、人数が減って集団生活もままならないという問題があるのであれば、それはやはり統合というふうな選択肢もあり得るのかなという思いもあります。

ですから、地元の意見をいろいろ聞いてきたということをお尋ねしたいんですけど、そのあたりはどういう意見が多かったのか、再度これは教育長のほうに聞いたほうがええですかね。もともと苗羽小学校へこども園をつくるというような話もありました。このときから、住民のほうでは統合ありきというふうな、まだいまだに統合せんのかというふうな声もあるわけです。そこらあたりが、もうとにかく本当に何を協議してきたんかというふうな意見があるわけですから、住民にアンケートを取ったんか取ってないんか知りませんが、前に議員のご質問にアンケートも一つの選択肢やなというふうな答弁もあったと思うんですが、取ってないんですかね。取ってない。

そうでなくても、いろんな保護者からの意見は調べてというようなことを取ってきたわけですから、だからそれは全然教育委員会として保護者の意見を聞いてないということはないんでしょう。そのあたり統合したらいいとか、そのままいったらええとかというふうな意見は出てるんじゃないんですか。違うんですか。今、それはつかんでないんですか、この意見。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今、森口議員のほうから、保護者を含めた意見をどのように聞いているのかということでございますけど、前回、平成29年だったと思うんですけど、総合教育会議において、小学校の統合の方向性を一旦出しました。その後ちょっと頓挫しておりますけど、その後の経過としたら、アンケートにつきましては、これはやっぱりアンケートの聞き方等にもよると思うんですけども、アンケートの結果で賛成か反対かということで統合を決めるというものではないというふうに思っています。やはり、町長が申しましたように、教育委員会としても子供たちにどういう教育が望ましいのか、そういう

観点から教育委員会として町長とも協議して方向性を決めたいということで時間がかかっているというふうに思っています。

教職員に対しては、管理職を含めて、学校のほうには意見を聞いたことはあります。その内容としたら、教職員の立場としたら、与えられた教育環境の中で子供たちにできる教育を進めていきたいということで、具体的に統合に賛成とか反対とかいうことではなかなか意見は聞けていないという状況だと思います。

教育委員会としては、先ほどから児童数の推移のお話がありますけれども、80人ということで、複数学年で15人以下の学級が出てくると。教育委員会としては、全体の全校数というよりは、1学級の人数のほうが大切かなと。体育であり、音楽であり、様々な教科で人数が少なくなってくれば、その年齢に応じた教育が難しいというふうには考えております。

今さっきから出てます令和7年度には100人を切って、いきなり80人の想定をされる学校が出てくるんですけども、その後も僅かながら児童数は減少するという状況を踏まえて、現在内海地区の3小学校については建築後45年以上を全て経過したような状況の中で、一部トイレの改修等を実施しながら、教育環境を保ちながら努めているところですけども、町長が申しましたように、もうしばらく状況、子供数を確認して、それだけで判断するものではないですけど、どういう教育が教育委員会としてできるかということについて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） もう少しというようなことですが、いつまでもこうやってもう少し、もう少しというふうな先送りと取れるような答弁に取れるんです。さっき言うたように、本当に児童数が減ってきて、そこから新たに例えば統合するとなったときに、新たに校舎を建設するというのは何年もかかるでしょう。教育長、特に技術的には詳しいわけですから。そういうふうな本当にプランをつくっていつておるのかどうか。

それと、何回も言いますが、31年度の施政方針では、要するに保護者やいろんな人の意見を聞いたがという、難しい問題で答えが1つでない、こういうようなことを町長が述べてるんです。その内容というのは、当然出ているからこういう文言になっておると思うんですけど、そのときの統合がいいとかそのままでいいとかいうようなのがこれからの議論の基になっていくんじゃないかなと。今すぐには当然できる話じゃないから、やはりいろんな意見を聞きながら、様子を見ながらというような感じですけど、この調子でいったら本当になかなか答えは出ないんじゃないですか。どういう議論をしてこられたのかな

というお尋ねです、町長か教育長。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） これまでの議論の経緯ですけれども、当然今の施設を維持しながら子供たちにどういう教育をしていくか、教育環境を保つかいう中で、現在の小学校の一部修繕等も実施しながら、例えば統合ということになればどういう形の統合か、将来的に統合するんであれば当然建設場所であるとか統合の形態、以前もありましたけど、義務教育学校みたいな形も取れると。そういう中で、特別支援学校が池田小学校に隣接することから、池田小学校をある程度長いスパンで当然存続させる。そういう中で、池田小学校ではどういう教育をする。当然内海3小学校についてはどういう教育をする。町内である程度不公平のない、バランスの取れた教育を実施するという事について、教育委員会の中において議論を進めてきたところです。

その状況についても、随時町長と協議しながら進めておりますけれども、実情としてやはり一番大きな判断の基準となるのはある程度児童数も大きな議論になると思いますので、そのあたりの状況も見ながら、先ほども言いましたけど、もう少し時間をいただいて方向性を決めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 保護者とかそのほか関係者の意見というのは、どういう意見があったかというのを聞いてないんですよ、答弁。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 答弁遅くなって申し訳ありません。

高橋教育長と私、未就学施設にお子様を預けておられる方の施設へ出向きまして、保護者からお聞きしました。その際、いただいた意見は、もう約半分半分というところでした。やっぱり統合反対という方もいらっしゃいましたし、統合を賛成というよりも、やむなしというご意見をお持ちの方もいらっしゃいました。積極的な賛成というのはごく僅かだったと記憶しております。

○議長（谷 康男君） 森口議員、時間に気をつけてください。

○10番（森口久士君） これはいつまでやっても答えが出ない。とにかく私を感じるのには、本当に協議してきたのかなというような感じがして、先送りで来たような感じがするんですけど、そのあたりは十分私の気持ちを酌んでもらいたい。そうでなかったら、また再度やります、これは、どっかでね。こういうやり取りでなくて、やはり常任委員会でもっと協議するとか、いろいろ方法はあると思います。当然大きな、さっき言っ

たように、今の施設を少しずつ改修しながら維持していくというふうな、本当にこれでは統合となったらそれはまだ無駄になってくるというようなことになりますから、やはりいつまでもこういう形でいくのではなくて、もっと何年後にやりますというような形まで組むべきだと。もうここまで来たら、これを聞いても答えてくれないし、聞きようはないんですけど、とにかく今は本当に何を協議してきたのかなという疑問が残った状態です。さっきから、望ましい環境づくりとかなんとかいうようなことでできておりますけども、実際はできてないと、納得できないような感じがします。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 3番大下淳議員。

○3番（大下 淳君） それでは、私のほうから3点ご質問を申し上げます。

まず、1点目であります、町道大峠線の修復はということでお聞きいたします。

国道436号の丸山頂上付近から山の中を歩いて二面へ抜ける町道大峠線があります。丸山付近からちょうど600メートルあたりに、途中になりますが、小峠池という農業ため池がありますが、地元の管理をしていますが、二面側からこの池に至る手前約200メートルの間の道は長年の風雨によってかなり傷んでいます。このため、池の点検や堰堤の草刈りの際は機械を担ぎ、徒歩で登っていつている状況です。今後、さらに大雨が降ればますます道が傷み、歩くところさえなくなってしまいそうな状況です。地元の水利を担う4つの池のうちの一つですが、管理をしないわけにもいかず、地元は頭を痛めています。何か対策はあるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から町道に関するご質問をいただきました。

農業用ため池は、かんがい用としてつくられ利用しておりますが、近年は防災上の面でも守っていかなければならない重要な施設であると認識をいたしております。

大下議員ご指摘の町道大峠線は、二面集落から二面大谷池と小峠池を歩いて国道に抜ける町道であります。小峠池までの道路整備は、地元からも要望があり、今年度工事を行う予定でございます。

詳細は、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、町道大峠線の対策工事につきましてご説明いたします。

この町道大峠線は、二面集落の端から国道436号までの道で、延長が約1.4キロ、コンク



リート舗装区間は392メートル、残りは未舗装区間であります。

また、自動車が通行できない区間は、全延長の半分で、主に小峠池から国道436号までの区間でございます。現状は、大下議員ご指摘のとおり、小峠池からの水路が道に横断している箇所、水が道に流れ、洗堀を受け通行に支障が出ている状況でございます。

そのため、対策としてまず未舗装区間の下から200メートル区間の工事を8月に発注いたしました。請負業者は高尾建設です。工事内容につきましては、土のすき取りと路盤工を施工し、勾配が急な20メートルの区間はコンクリート舗装を行います。来年度に残りの小峠池までの区間を施工することとしており、3か所の横断工と路盤工及び一部コンクリート舗装工を施工いたします。工事完了までご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 工事にかかっていただけのことありがとうございます。

地元は、年に2回ほど草刈りとそれから数回の池の管理にこの道を使っておりますので、一日も早い復旧、改修がなされると期待をして、次の質問に移ります。

2番目ですが、公共施設に車椅子の配置をとということでご質問いたします。

高齢になると足腰が弱くなってきます。小豆島町は、香川県下において最も高齢化率が高くなっており、公共施設を利用される高齢者も数多いと思います。住民にとって身近な存在である役場は、改修によってきれいになりましたが、広さなどが十分過ぎるくらいあることから、かえって足腰の弱い方にとっては不安が生じているのではないかと危惧をしております。高齢者のみならず、足腰に不安のある人などが来庁される時、それを助けるためにも車椅子が必要になりますが、車椅子の現状はどうでしょうか。現在、本館には見当たりません。西館にはあるようですが、かなり古そうなものが1台ある程度ではなかったかと思います。福祉避難所も併せ持つ庁舎はもちろんのこと、公民館や他の公共施設にも可能な限りの配置をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から、公共施設への車椅子の配置に関するご質問をいただきました。

ご質問のとおり、住民の皆様にとって身近な庁舎としてお体の不自由な高齢者や障害者などが安心して来庁できるような環境の整備や配慮が必要であることは申すまでもございません。

平成31年3月に制定いたしました小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせ

るまちづくり条例では、町の責務として、合理的配慮のための環境の整備に努めるといたしております。したがって、足腰の弱い方や体調の優れない方が来庁を躊躇されたり、不安を抱くことがあってはなりません。庁舎や公民館などの公共施設のほか、議員ご指摘の福祉避難所あるいは指定避難所となっている施設など、所管課から現状を聞き取り、必要な施設へ優先的に配置するなど、準備を進めてまいります。

大切なことは、お体に不安を抱える方々はもとより、来庁者や施設利用者などに対しまして全職員が丁寧な対応を心がける意識であり、今一度周知徹底を図り、よりよい行政サービスの提供に努めてまいります。

なお、公共施設における車椅子の配置の状況などにつきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私のほうからは、町内の公共施設における車椅子の配置状況などについてご説明いたします。

平成30年5月に、役場庁舎をここ片城のほうに移転をした際に、本館、西館とともに、車椅子を整備はしておりましたが、議員からのご指摘を受けまして確認したところ、西館にはあるものの、本館に配置していたものが実際にはない状況でございました。足腰の不自由な方が庁舎に訪れ、不便な思いをされることがないように、本館には既に配置をさせていただいております。ただ、これは数が十分かどうかということは、また検討の余地があるかと思っております。

その他の公共施設における車椅子の配置状況を申し上げますと、公民館、体育施設、隣保館など、66の公共施設のうち車椅子を配置している施設が15か所と、全体の23%で、必ずしも配置が進んでいない状況でございます。

町長が申しあげましたように、各施設の利用状況などを確認した上で、現状をしっかりと把握して、必要な施設に必要な数を適時配置を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 各施設、数にしてはそれほど多くの数が要るとは思っておりませんので、速やかに配備を願えたらと思います。

私ごとですが、去る5月18は臨時議会でありましたが、足を痛めまして歩くことができないんです。何とかここまで車で来て、あとは車椅子と思ったんですが、そういえば玄関になかったなということで欠席をさせてもらった次第です。

それと、車椅子の配置も大事なんですけど、先ほどの社会教育施設関係の改善なり等の見直しなんですけど、庁舎とか病院を除きますと、ほとんどのところが靴を脱いで上がるんです、公民館もそうだと思います。足腰の悪い人というのは、靴を履いたり脱いだり、これは非常に結構苦勞すると思います。今の公民館で土足のまんま上がれるのは、恐らく二生公民館だけだろうと思います。おかげをもって、健診バスがきたときも、靴のまんま上へ上がって問診を受けて、そのまんま下りていける。好評をいただいております。ですので、今後公共施設の改修に際しましては、そういったところも考慮に入れていただきたいと思っております。

次に3番目の質問に参ります。

島外につながる交通インフラの整備をとということでご質問いたします。

小豆島は四方を海に囲まれた離島です。島外への移動には船を利用しなければなりません。しかし、最終便が出れば翌朝まで交通は遮断され、島外との往来は不可能となり、限られた経済活動、社会生活での島暮らしとなっております、緊急事態を考えれば大いに不安があります。そして、こうしたデメリットが人口減少の大きな要因の一つになっていると考えられます。国道436号が走っている以上、島外の国道とつながらなければなりません。船ならば国道フェリーということになりますが、せめて夜間だけでも何便か就航してもらえないものでしょうか。それが駄目なら、ほかに何か方法はないでしょうか。全国各地では橋やトンネルなどが次々と造られています。島外につながる交通インフラをどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から、島外につながる交通インフラの整備についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、小豆島は離島として本土とのアクセスは船に頼らざるを得ない状況であり、航路は住民の社会生活や経済活動にとって重要な交通インフラでございます。また、夜間は海上交通が遮断され、急病等の緊急時には連携中枢都市圏における救急艇や民間の海上タクシーといった限られた資源に頼らざるを得ない状況でございます。私といたしましても、島の安全・安心のためには夜間の公共交通の充実を望むところでございます。新たな事業者の参入を期待しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、航路事業者の経営環境は非常に厳しいものと伺っております。土庄港発着の夜間便も休止の状況にあります。

また、夜間便につきましては、船員の確保や労働時間の問題など、多くの課題があると

事業者から伺っており、今すぐの実現は難しい状況にあります。その一方で、船員の高齢化や絶対数の不足を将来に向かって解決していくため、無人運航船の実証実験も始まっており、デジタル技術の活用による新たな取り組みも開始されておるところでございます。

本町といたしましても、新技術に期待と希望を持ちつつ、既に実証実験を行っている先進地の事例等を参考に、調査研究を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 小豆島の現状を見ますと、小豆島町のみならず、土庄町も含めまして人口は減り続けています。私の記憶では、30数年前の平成の初期にはたしか小豆島には約4万人の人口があったと記憶しております。今年の7月1日現在で両町合わせて約2万6,000人と少しですから、1万3,000人以上減ったこととなります。毎年400人規模で減少をし続けたこととなります。また、この間小豆島は少子・高齢化も進み、高齢化率は県下で両町が1、2位を占めるとともに、少子化によっては出生数の激減から将来の学校運営が危惧されている状況です。

先日、町広報紙の数字を拾ったんですが、令和2年度に生まれた小豆島町内の子供の数は53人でした。7年たてばこの子たちが小学校に入ってきます。もう2クラスの運営が精いっぱいということになります。

それで、小豆郡内における人口減少、これは消費人口の減少に直結します。あらゆる業種で売上げが減少するなど、経済活動の減速はもとより、地域の活力も失っていきます。

1年で400人が減るとした場合、1人100万円を使っていたとすれば、400人掛ける100万円、実に4億円の消費がなくなるということになります。日本国自体が人口減少に入ったという背景もありますが、依然として続く一極集中行政のゆがみこそ問題があると考えます。

今、小豆島町にあって人口減少対策は待ったなしの状況にあることから、U I Jターンをはじめ、島の魅力アップ、様々な産業支援等々、町長を先頭に鋭意努力されておられるところですが、思うような成果が得られていません。島を巣立った若者に先々の小豆島を支える力となってもらいたいものの、うまくいきません。小豆島に町が3つあったときから人口減対策に取り組んできたものの、効果は見えておりません。小豆島の将来の人口がどれぐらいかというのは、国立人口問題研究所などが出されていますが、平たく言うと、今から10年すれば小豆島で2万2,000人、20年たてば小豆島全体で1万7,000人と、もう町それぞれが1万人を切るという数字が出てきています。もうそうなりますと、役場は1つ、もちろん高校は1つ、中学校も1つ、小学校2つ、全てがもう減少していくとなるわ

けです。

今の小豆島が抱える根本的な問題として、なぜこれほどまでに人口が減り続けるのかと考えたときに、小豆島が離島である、そういうことに原因があるんじゃないかと言わねばなりません。海に囲まれており、外部との接触は航路に頼らざるを得ないからです。もちろん日本には多くの島があります。しかし、小豆島のように、本土からまずまず近く、かつて4万人程度の人口を数え、誇り得る伝統産業を持ち、数々の特産品とともに多くの観光地を持つこの島に、空港もなければ橋もトンネルもない、さらには国道が通っていないながら24時間フェリーもないというような島は、恐らく日本で小豆島だけじゃないのかなと思います。まさに単なる離れ島のままにして置かれている状況です。こうした状況では、製造業などは特に不利になるという業界の人の声も聞かれます。原料の搬入、製品の搬出、全て海運に左右されます。天候悪化で船が止まれば全て明日と。

また、島民の消費生活においても、物によっては別途離島料金がかかる場合もあります。また、通勤、通学、通院の皆さんにとっては大変な思いをされているのではないのでしょうか。さらには、もし若者が多く帰ってくると仮定しても、島内の雇用のキャパシティには限りがある上に、県下一二を争う県民所得の低さもあることから、島外へのつらい通勤を余儀なくされることとなります。それならば、島外に住んだほうが楽だなとなってしまっているのではないのでしょうか。

この状況を打破するには、島と外部をつなぐ交通インフラとなる道路が必要です。島内には436号が走っていますが、外部とつながっていません。国道はつないでこそ国道です。そして、それは国の責務であります。だから、国道フェリーというものが存在していたのであります。今やそれが橋やトンネルに変わってきていますし、橋梁と掘削技術は世界の最先端に位置しています。戦後、高度経済成長を経て都市はますます繁栄し、地方はどこまでも疲弊し続けています。国は国土の均衡ある発展を目指してきたはずです。そのために必要な資金は、小豆島に住む人も税負担という形で協力し続けています。経済メリットばかりを言われるのは心外ですし、これ以上の後れも許されるものではありません。小豆島は、目と鼻の先に香川と岡山に接しています。島外の交通アクセスの必要性について、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） ご指摘のとおりだと思っております。ただ、交通アクセスというのは本当に必要不可欠なものでございます。今回でも、草壁高松航路の関係もございました。そういった面では、先ほども申し上げましたとおり、6つの航路が大切な航路である

ということで、今後も各港の維持管理をしてまいりたいというふうに答弁したところでございます。当然交通インフラ、橋が架かれば、逆にストロー現象で人がいなくなるいう面もございます。そういった中で、本当に人口減少の基本は、私は一番はやっぱり産業、働く場だというふうに思っております。そういった面においても、産業振興には力を注いでいきたいというふうに思っておりますし、島の魅力を高めること、また島の魅力を自分たちが誇りに持つことが最も重要であろうと思っております。ですから、子供たちにおいては、そういった自分たちが住む小豆島を魅力的であって好きであっていただきたいというふうに思っております。ですから、特にそういった教育に力を注いでまいりたいというふうに考えておるところでございます。交通インフラの必要性は当然大下議員と同様の思いでございますが、今すぐどうこうなるものではないというふうに思っておりますので、まずは子供たちが帰ってこれるような雇用の場の確保、また子供たちにとって島を愛する気持ちの醸成が一番大切じゃないかというふうに私は思っておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 産業の推進にはもちろん力を入れていただきたいと思えます。

ストロー効果、私も以前に聞いたことはあるんですが、橋をつければスルーをされるということなんですが、その例としまして、東京湾を横断するアクアラインがございます。アクアトンネルとアクアブリッジ、総称してアクアラインになりますけども、これは神奈川県の川崎市から千葉の木更津へつないでおるわけなんです、この建設を見越して土地の登記とかいろんな資本の投入もあったようです。それで、橋とトンネルが完成した後、案外と交通量が伸びないということで、結局木更津のほうがさっぱりだという状態になりました。無理もないですよ。通行料金が最初普通車で5千円以上ですから、もう瀬戸大橋と一緒になんです。5千円出して通るかいうたら通らないです。東京湾をぐるっと回れば90分で行ける距離なんで、5千円出していくことはなかったということです。それから見直しをかけた3千円幾らになったんですけども、それがもう一つ伸びないということで、最後は森田知事が普通車を800円にするということで立候補して当選をし、財務大臣と協議をしてETCで普通車800円、軽乗用車は640円になりました。それから交通渋滞が起きるようになりまして、今は木更津は人口が増加しております。この通行料金を下げるために、千葉県が毎年5億円負担するんだそうです。それに対して見返りが1千億円以上の投資効果があるというふうに言われております。その効果も、ある意味やりようなかんと思ったりはしております。

昔、「日本列島改造論」を説いた某代議士は、新潟の雪の深い寒村に暮らし、身にしみついた貧民の悲哀を解消せんと全国に高速道路と新幹線を通すことに尽力しました。これは、地方に利便性をもたらすとともに、中央に集積したものを地方に分散させることも狙ったものです。おかげで、今は岡山、鹿児島間は新幹線を使えば3時間程度で行けます。日帰りが余裕でできます。東京、青森間も十分に日帰り可能です。

こうした時代に、こんな社会から小豆島はどんどん後れようとしています。それもこれも交通インフラに大きな後れがあるからです。これを解消せずして発展はないと思います。高松や岡山に向かってトンネルができ、安い通行料なら普通に通勤ができます。病院への転院、搬送も大きな時間短縮ができます。助からない命も助かります。見舞いも苦になりません。小豆島で定時に仕事が終わった後も簡単に移動ができるなど、大きな生活の変化が生まれていきます。特に若い人にとっては、行動範囲を広げることでスキルアップが大いに可能になると思います。今は、最終のフェリーが終われば完全に孤島になりますが、これもなくなり、いつでもどこでも出かけることが可能になります。この反対もしかりで、深夜でも小豆島に入ってくるができるようになります。フェリーの終了後に、例えば京阪神に住む身内が事故や病気で命が危ない、明日の朝までもたないかもしれない、すぐに来てくれと言われても、現状ではどうしようもありません。この反対のケースもそうです。島に住む親の命が危ない、明日の朝までもたないかもしれない、すぐに帰ってきてくれと言われても無理なんです。もしこうしたことが解消できるなら、それはすばらしいことだと思います。いつまでも離島のままでますます進む過疎化、少子・高齢化で限りなく無人島に近づいていきますが、指をくわえて見ているようではいけないと思います。島民にとっては大きな夢かもしれません。大きな夢ですが、真に小豆島の発展と住民の生活の安寧に向かったの大きな一歩を期待したいと思います。

瀬戸大橋は、紫雲丸の海難事故がもとにあります。明石海峡大橋や沖縄の宮古島、伊良部大橋も海難事故がありました。小豆島は、大きな海難事故はありませんが、このままで人ではなく、島自体が死んでしまいます。四国に新幹線という動きもありますが、小豆島を忘れてもらっては困ります。これからも可能性のある限り声を大にしての要望が必要であると申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩とします。再開は1時とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、これから2点について質問をいたします。

まずは、人口減少、少子・高齢化に伴う労働者確保に関してということですが、先般ある企業の方から、外国人労働者を雇用しようとしたが、住居の確保に難渋しているとの相談をいただきました。雇用促進住宅に空きがあるということで早速申込みをしたのですが、申込みが受け付けられなかったということでございます。入居に関する条件が合わなかったのではないかと推測いたしておりますが、今後とも人口が減り続け、また就労可能人口が減り続ける中、労働者確保が喫緊の課題である企業にとっては、外国人労働者の採用は一つの有力な方策と考えられます。移住者への対応が主となっております対策は取られているようですが、外国人労働者への住居に関する支援についてお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から外国人労働者への住居支援についてのご質問をいただきました。

町内には公営住宅法に基づく町営住宅22棟176戸、また特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく定住促進住宅が1棟30戸ございます。空き室が生じた場合は定期的に公募しておりますが、その際入居要件といたしまして、どちらの住宅も国籍を限定するような項目はございません。したがって、所得要件等幾つかの制限はございますが、中松議員のおっしゃる外国人労働者につきましても、申込みは可能となっております。

現在外国人労働者の住居状況を申し上げますと、事業所が社員寮を整備したり、民間住宅を長期にわたって借り上げるなど、事業所に対応をいただいているところであります。

なお、空き家バンク制度につきましては、国籍を問わず、外国人労働者についても所有者の合意が得られるようであれば利用が可能としており、法人が社宅として借用する場合も同様の取扱いとしているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答をさせます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 小豆島町営住宅条例また小豆島町定住促進住宅条例の中に入居者の資格についての条文がございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、どちらにも国籍を限定するような条文はございません。したがって、申込みはできることとなっております。



以前、ある事業者から外国人労働者の定住促進住宅入居に関するお問合せがございました。話の内容は、定住促進住宅を社員寮として使いたいのので、事業者として契約できないかとの内容だったと思います。この件に関しましては、今の制度では、一般入居希望者が対象となっており、事業者との契約はできない旨の回答をいたしました。これは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいた定住促進住宅であり、世帯を対象としておりますことから、事業者は対象外となります。

しかしながら、中松議員のおっしゃるとおり、事業者にとって外国人労働者の住居確保は喫緊の課題であると思います。実際、定住促進住宅には空き室がございます。一個人としての申込みは可能なことから、募集の際には町ホームページ等でお知らせいたしますので、その際事業者の方からもお知らせいただければ幸いと思っております。

また、町長が申しあげました空き家バンク制度でございますが、これは使われなくなった空き家を有効活用するため、町に空き家を登録していただき、利用希望者に紹介する制度でございます。現在約40件程度を掲載しており、個人、法人問わずご相談いただけます。所有者の方のご意向にもよりますが、社員寮としてご利用いただいている物件もございますので、ご活用いただければと思っております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 答弁をお聞きいたしますと、どうも若干歯車がかみ合っていないのか、あるいはちょっと早とちりがあったのかなというふうな気もいたしますが、今後労働者を確保するというのは非常に毎年毎年厳しくなっていくのではないかと思います。企業経営者にとっては、労働者を確保できないという結果になりますと、結局は町外、島外へ出ていったり、あるいは廃業というふうなことも考えなければならないというふうなことかと思っております。それが年月を経るにつきまして、非常に加速度的に厳しくなっていくというふうな現状じゃないかと思っておりますので、そういったときに行政としましても何らかの対応をしなければならない、あるいはしていく必要があるだろうと思っておりますので、今のうちからまた違った形での支援策がないのかというふうなことも腹の中に持っていていただければと思います。

次に移ります。

若者にふるさとを実感させるためにはということで、非常に抽象的なところなんです、まず1つ目といたしまして、開催できなかったはたちのつどい及び成人式、その今後はどうにお考えかということで質問をしたいと思っておりますが、聞き及びますとやはり何

らかの代替の行事をというふうなことで考えておられるようでございますが、新成人にとりましては人生の大きな節目でありましょうし、また地域とのつながりを持続させるためにも非常に大事な行事じゃないかと思っておりますので、そのあたりにつきまして今後どのようにお考えでございますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 続けて、2番の分。

○6番（中松和彦君） それでは、もう一点です。

福井県鯖江市では、鯖江市JK課という市民協働推進プロジェクトが行われているというふう聞いております。同市では市民主役条例を制定して市民が主役のまちづくりを推進し、JK課プロジェクトのこの一環でありまして、参加の少なかった高校生、特に女子高生を主体にまちづくりプロジェクトを推進しておると聞いております。女子高生が主体となり、地域と連帯して自分たちの町を楽しむという活動で、内容には特に制限を設けず、非常に自由な雰囲気で行っていると聞いております。平成27年には総務大臣からの表彰、また翌年には全国高校生まちづくりサミットを開催するなど、その活動は全国で認知され、同様の組織あるいは活動が地域を越えて広がりを見せていると聞いております。また、同市では、JK課OBによりOG課が結成され、JK課を支える運動がつけられたり、また母親世代の婦人層へも影響を及ぼし、同様の活動が始まっているというふう聞いております。

子供たちとは、成長するにつれて、特に高校生になりますと我々大人、地域と微妙な距離感が生じるようになってきていると思っております。入学から卒業まで、高校生という特別な環境に身を置き、独自の世界を生きているように見えます。誰でも、いつでも自由に参加できる活動に参加し、知らなかった社会を知り、接点をつくり、自己啓発をすることにより社会の一員としての自覚に目覚めていく。彼らが島で生活している間に、どんな小さなことからでも社会参加が可能で、社会との距離感を縮めていくという観点からの施策、これはこれと同じものをというようなことではないんですが、そういった施策が必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、若者に故郷を実感させるための2つのご質問をいただきました。

1点目の成人式の代替イベント、はたちのつどい、成人式の今後につきましては、議員ご指摘のとおり、新成人の皆様にとって大切な節目であるとともに、地域とのつながりを継続する意味で非常に重要な役割を担う式典でございますので、今回ののはたちのつどいに

つきましては、中止ではなく延期としたものでございます。

2点目の高校生らが島で生活している間に距離感を縮める観点からの施策の必要性に関するご質問でございます。

全国の自治体の中には、高校生など、これからを担う若い世代の発想や意見、提案を取り入れた行政施策を展開し、まちづくりやにぎわい創出に生かすという取り組みが行われております。議員が言われました、福井県にある鯖江市役所JK課プロジェクトは、まさにその一例として平成26年4月にスタートし、これまでに数々の表彰を受け、先進地として数多くの視察を受け入れているとお聞きいたしております。

本町におきましても、島内唯一の小豆島中央高校との連携を密に取り、これまでも地域等との協働による様々な取り組みをしてきたところでございますが、総合的な探求の時間である権風を通じて、その中で高校生が地域に密着し、島の現状や課題を自ら考えて行動し、最終的に課題解決に向けた提案をするという新たな試みが今年度より実施されることとなっております。この新たな取り組みを機に、高校生が自ら地域の課題に向き合い、地域に参画していくことで、我々大人や地域との距離を縮めることができるものと感じております。また、高校生の意見や提案を行政施策に取り入れることにもつながり、これまで以上に地域活性化につながる可能性を持つ事業だと考えておるところでございます。

2点のご質問の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） 私からは、1点目のはたちのつどい、成人式の現状などについて、ご説明いたします。

令和2年度の成人式につきましては、昨年12月に町内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを受けまして、成人式での感染リスク等を考慮し、12月9日の時点では中止の通知をいたしました。その後、一生に一度の成人式であり、新成人及びご家族の気持ちを考慮しまして、代替イベントとしての小豆島町はたちのつどいを8月14日に実施することとしました。開催に向けて準備を進めている中、全国的な感染拡大とともに、8月3日から香川県の新型コロナウイルス感染症警戒レベルが感染拡大防止集中対策期に引き上げられました。また、参加予定者への個別聞き取りの結果、国内の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置、これが発令されている地域からの参加者が半数を超えることに加え、郡内でも感染者が発生している状況から、やむを得ず延期といたしました。

延期の時期につきましては、令和3年度成人式が令和4年1月9日の予定であることが

ら、それまでに実施する必要があります。現時点では、全国的なコロナの感染状況や若者のワクチン接種状況に加え、参加しやすい日程を考慮しますと、年内の開催は難しいものと思いますので、令和3年度成人式の前日である令和4年1月8日が候補日になると考えています。以上です。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、総合的な探求の時間、権風につきましてご説明をさせていただきます。

まず、総合的な探求の時間についてでございますが、平成30年に告示された新高等学校学習指導要領に記載されておる科目でございますが、その目標は、自ら探究の見方、考え方を働かせ、横断的、総合的な学習を行うことを通して、自己のあり方、生き方を考えながらよりよく課題を発見し、解決していくための資質、能力を育成することを目指すというものとなっております。

小豆島中央高校におきましては、権風と称して実施することとしており、生徒が自分の身の回りのことに対して課題意識を持ち、他者や周囲の状況などの広い視野を持ちながら、よりよい環境や社会を実現していくための提案や行動ができるようにすることを目指し、生徒の考える力、想像する力、伝える力を身につけさせることが狙いとなっております。

学校側といたしましては、結果イコール提案を重視するのではなく、あくまで課題解決に取り組むプロセスを重視し、個人の成長につながることを期待しているとのことでございます。

権風では、1年生と2年生がそれぞれ7名から9人のグループになって、地域に密着した島の課題に取り組んでおります町役場の業務にフォーカスし、島の現状や地域の課題に向き合うこととなっております。まず、2年生は役場の11課から示されました事前のアンケートを基に、各グループが「小豆島をよりよくする」をテーマに、3月の中間発表会に向けてこの2学期から情報収集と探究活動を進めてまいります。それから、1年生でございますが、9月28日に役場の11課の職員から直接話を聞いた上で、情報収集と探究活動を進め、11月の経過報告会、それから年明け1月に役場の各担当者との意見交換やジョブインタビューを経て3月の中間発表会という流れになっており、高校生なりに自分で考えて解決策に向けた検討を重ねていくカリキュラムとなっております。以上、権風についての説明とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 我が町でもそのような活動が始まっているんだというふうなことでございますが、今お聞きした私の印象なんですけども、もう少し緩い感じでなさってもいいんじゃないかなというふうな気がいたしました。緩く、そして自発的なところを促していくというんでしょうか、そういうところも必要なんではないかなというふうに思いますが、先ほど来私が言いましたJK課についてですが、ネットで見ておりますと、1つ印象的なのが、初期メンバーが12人ほどおいでたそうですが、そのうちの10人が現在も県内で在住して、それなりにご活躍中であるというふうなことでございます。一生懸命高校生に頑張っていたいただいて、卒業して外へ出ていくと、もう島とは関係が非常に疎遠になるというふうなことでは一体何をしておったんだというふうなことにもなりますので、やはり若い人たちに郷土をもう一度見詰め直していただくというふうなことで、「かいふう」ですか、これは海の風と書くんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） この「かいふう」ですけど、オールですか、船をこぐ櫂と風と書いて櫂風でございます。初代の泉谷校長がつけた名前でございます、まさに議員がおっしゃった子供たちの自由な発想を引き出したいということで始めておまして、今年から正式な授業の一コマ50分授業でございますが、その50分授業に我々役場の職員が出向いて、町の課題であるとか、これからのまちづくりであるとか、そういったものを高校生と一緒に勉強していくという内容でございます。

担当の先生からお聞きしておるのは、あくまで将来島に帰ってくる子供たちを少しでも多くしたい、ふるさとへの愛郷心と申しましょうか、そういったものを育てていきたいということが目的だということをお聞きしておりますので、まさに狙いとしては議員から意見をいただいたとおりでございます。

それから、もう少し緩い感じだというところで、自由な発想でということでございますが、当然これは初めてやる試みで、私も少々どうしゃべろうか緊張しておりますけれども、できるだけ硬くならず和気あいあいと言ったら語弊がありますけれども、子供たちの可能性を伸ばせるような発想を取り入れながらやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 今のお話を聞きまして、今後の話かも分かりませんが、役場の方以外にもこの社会でいろいろ活躍されている方あるいはご苦労をされている方がいらっしゃると思いますので、そういった方の参加もお願いして、子供たちの人生の一コマ

にしていなければならないと思います。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 次、12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルスは、政府の後手の対策と五輪の強行によって、現在全国各地が災害レベルの状況という深刻な事態になってきております。まず、政府が8月3日、重症患者等、重症化リスクの高い患者以外は原則自宅療養という重大な方針転換を行ったことは、コロナ患者を事実上自宅に放置する無責任極まるものであり、断じて認められません。政府は大きな批判に直面して、中等症は原則入院との説明を行いました。原則自宅療養という方針を撤回していません。こうした下、圧倒的多数の患者が自宅療養を余儀なくされ、手後れで亡くなったり重症化したりする方が後を絶たない状況になっています。こうした事態は、政府が招いた重大な人災そのものです。そして、中止を求める圧倒的世論に対し、菅首相が安心・安全な大会と繰り返して開催を強行した五輪が国民に誤ったイメージを与えたことは明らかです。五輪が開幕した7月23日に、全国の新規感染者は4,225人でした。それが五輪閉幕の8月8日には1万4,472人に膨れ上がり、パラ開幕の8月24日には2万1,569人に激増しました。7月後半に400人強だった全国の重症者は今や5倍以上の2,200人を超えました。オリ・パラ開催が国民への誤ったメッセージとなって、多くの人の移動や集まりを促進させた結果であることは疑う余地がありません。

香川県でも、高松市を対象に、今月12日までまん延防止等重点措置が適用されております。浜田知事は、6日の記者会見で感染状況について、国の分科会の指標で最も深刻なステージ4の水準になっている項目が重点措置の適用前と比べて半減したとしながらも、医療提供体制は楽観できるものではなく、厳しい状況が続いているとの見解を示しました。

島内でも断続的に感染が出ている中、住民は感染するかもしれないという不安と、感染したら入院できるのか、治療は受けられるのかという不安を持って日々過ごしているのが現状ではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

町内の新型コロナウイルス感染状況、感染防止対策とワクチン接種の状況はどうでしょうか。これまでも求めてまいりましたが、より感染力が強いと言われているデルタ株による感染が蔓延する中で、PCR検査の拡大、十分な補償と医療機関支援などをさらに強化することを求めます。特に症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供することと、感染

伝播の鎖を断つために大規模検査を実行することは命を守るために必要だと考えますが、いかがですか。

また、これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子供の感染をめぐる状況も大きく変えました。これまで感染しにくいとされてきた子供への感染が顕著に増え、感染は大人から子供に伝播するとされてきましたが、子供から大人に伝播するという新たなパターンが少数ですが報告されています。このまま学校を開けて大丈夫か。子供が感染し、親が感染することも心配などの不安が広がっている中で、新学期を迎えた学校の対応についてはどのように考えていますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員のコロナ感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、8月以降、小豆郡内で36名、うち小豆島町内で13名の感染が確認されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

また、ワクチン接種につきましては、7月末に50歳未満の全ての対象者へ案内を行い、接種を進めているところでございます。9月6日現在における2回接種者は8,539名、約65%となっております。9月末には、2回接種者は1万900名、約83%となり、希望する方への接種はおおむね完了するものと考えているところでございます。

次に、医療機関への支援でございますが、幸いにも外来制限には至っておりませんが、一層の高齢化が進行する中で、基本的な医療については島内で完結する体制を確保することは極めて重要でございます。一人一人の基本的な感染対策の徹底が最大の医療機関の負担軽減につながるものでございます。

町民の皆様には、日中も含めた不要不急の外出、移動を自粛していただくとともに、マスクの着用、手洗い、3密の回避など、基本的な感染対策を徹底していただきますよう、強くお願いしているところでございます。

このような中、大規模検査を実施すべきとのご意見でございますが、現状ではこれに対応する医療従事者を確保することは非常に困難な状況であります。6月議会でお答えいたしましたとおり、ワクチン接種とPCR検査等によるスクリーニングにつきましては、県と町が互いに役割分担の上実施したいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、学校の対応につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） コロナ感染症について学校の対応に関して答弁をいたします。

本町では、全ての学校で通常どおり9月1日に始業式を行い、2学期が始まっています。コロナ感染症については、8月下旬に小学校で2名の陽性者が確認されましたが、夏休み中ということもあり、一部で学年登校日を中止にしましたが、大きな影響はありませんでした。

学校における対策としては、従来から3密の回避、手洗い、換気、マスクの着用の徹底、登校時の検温結果の確認及び健康状態の把握などに努めています。また、発熱等の風邪症状がある場合を含めて体調不良の場合は学校を休むよう指導しており、この場合欠席ではなく出席停止扱いとする旨も周知しております。

教科等の指導におきましては、国から示された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿って、児童・生徒が長時間、近距離で対話形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声を出すような活動は行わないように自粛しております。

給食については、これまでのように対面ではなく、前を向いて話をしないで食べるようにしています。

また、中学校の部活動については、これまでも県の警戒レベルに応じて島外や県外の活動を制限していましたが、まん延防止等重点措置実施区域となった現在は、学校内の活動に制限をしております。

今後も、文科省の衛生管理マニュアルに沿った対応を遵守するとともに、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、国の対応ガイドラインを参考に、保健所等の指導を受けながら適切な対応を行い、児童・生徒の安全を確保できるよう努めてまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） コロナ感染は、半数が無症状感染者からだと言われております。無症状感染者の発見と保護が感染対策には欠かせないと思うんですが、このことを政府が無視してきたことが事態の悪化を招いた一因であると思います。町長は、大規模検査とワクチンの両立が難しいと言われたんですけど、今の説明ですと9月末には8割以上のワクチン接種が終わるということで、検査にも対応できる体制ができるのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

例えば三豊市では、前にも言いましたけど、抗原検査ということで市が費用負担をして実施しております。この9月からは小・中学校の児童・生徒、教職員の希望者に対して抗



原検査を市として行うということを実施をするそうですが、小豆島町としてそういうことは考えられないのかお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） ご質問のワクチン接種が終われば、医療従事者の余裕が出てくるのではないかというような趣旨のご質問かと思えます。

ただ、ワクチン接種につきましては、トータルとして80%強の接種が見込まれるということですが、その実情は、年代層によってかなりの接種率に差があります。65歳からもしくは60歳以上の方については、もう既に90%程度の接種率がありますが、20歳代、30歳代というふうに年代が下がるにつれて接種率は非常に低くなっておりまして、50%から60%、70%というように、だんだん若い人の接種率が低くなっておりまして、現在こちらの方に対してなるべく8割の方の接種をお願いしているところで、これについて体制を整えて接種を進めているところで、これについては10月から一月半ぐらいの期間で接種を進めていこうというような状況です。

ワクチンのほかにも、インフルエンザ予防接種あるいは特定健康診査、これらが通常業務として医療機関は抱えておりまして、万が一この8月のような感染者の増加があれば、そちらのほうに一気に手が取られるということで、なかなか策というようなことは難しいような状況です。

このため、万が一発熱等、心配なことがあれば、発熱外来検査というところの医療機関は民間でも体制を取っておりますので、気になることがあれば躊躇せず医療機関で診察していただけたら感染に対しては素早い対応ができるものというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 町として抗原検査をするということについてはどうお考えですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 学校で万が一発熱等があれば、キットを学校に配付して、そこで検査をしてもらうということを文科省が8月末に表明して、各全国の教育委員会等にキットを配るような通知をしておりますが、これについて国が考えているのは、例えば養護教諭、こういう方が職員とか児童の検査を行うというような考えで政府は取り組んでますが、実際これについて医師会の先生に、一般の養護教諭とかが対応可能かということをお聞きしたら、非常に鼻の奥にかなりぐるぐるねじ込んで鼻血が出る程度ぐ

らい鼻の奥に検体を取るためにやって取らないと、変な検査をして陰性が出るほうがよほど危険が高い。あるいは、素人と言ったらちょっと失礼なんですけど、経験の少ない方がそういう検査をするほうがよほど感染のリスクが高いので、もしそういうような状況になれば、速やかに医療機関に来てくれたほうが今としてはありがたいというようなお言葉をいただいています。なので、そういう専門的な職員が少ない中での抗体検査とか、そういうものについては非常に難しいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今のはPCR検査のことですか。唾液でする抗原検査というのは今すごいもう一般的にも普及してますし、それはできるんじゃないですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 2種類ありまして、抗原検査も鼻でやるのと唾でやるのがあって、国が学校にやってるのは鼻の奥で、介護施設でやっているのも鼻の奥で、恐らく精度が違うんだろうと思います。いずれにしても、簡易な検査で陰性になったからといってやるよりは、万が一症状が疑われる場合には速やかに医療機関を受けていただくほうが、体制としては守りやすいというふうな医師会の意見も聞いておりますので、当面はワクチン接種とPCR検査は、介護施設はそういう看護師さんがいらっしゃいますので、そういう形で分けて取り組みたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今言われた国がしようとしているのは、症状がある人への緊急のものではないかと思うんですけども、無理なくできる唾液で調べれる抗原検査、やっぱりそういうのも含めて幅広く検査をしていくということが必要じゃないかと思うんですけど。香川県でも実際三豊市がそういうことをやってるわけで、ぜひ小豆島町でも検討をお願いしたいと思います。

それとあと、学校の換気の問題ですけれども、デルタ株というのは従来の半分の時間で感染すると、すごい感染力が高いと言われてまして、空気感染、エアロゾル感染というのがすごくあるということで、特に学校では給食を食べたり、授業もあります。もちろんマスクは絶対に必要ですけれども、部屋の換気という点で今どういうふうにされているのか。窓を開けるとかですけれども。換気の程度を示す二酸化炭素濃度の基準というのがあるそうなんです。部屋の二酸化炭素を測ってどれぐらい換気ができているかと、そういう濃度を調べる機器もあるそうですし、空気清浄器というものも設置している学校も全国ではあるそうなんです、その点について検討はできませんか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 換気につきましては、常時部屋の対角線上の窓を開けて行っております。

それから、CO<sub>2</sub>濃度の機器については、設置をしておりません。

空気清浄器につきましては、普通教室全てに設置しております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 新型コロナについては、本当にみんなが注意してするんですけども、やっぱり行政としてできることは全てやっていただけたらと思います。町民の命を守る対策ということで、検査についてもできることはあると思いますので、その検討をお願いしたいと思います。

では、次に行きます。

2番目は、土砂災害防止についてです。

梅雨前線の影響による大雨が続く中で、7月3日に発生した静岡県熱海市の大規模土石流は、土砂災害のすさまじさを改めて見せつけました。大量の土砂が市街地を飲み込み、128棟の建物被害を出しました。26人の死亡が確認され、1人が行方不明です。約170人が避難生活を今も続けているそうです。

この土石流の原因が盛土だった可能性が強まり、全国各地の盛土の安全対策が問われております。これまでも盛土が大雨で崩れて被害を生んだケースは全国各地でありました。自然災害を人災として拡大しないため、危険箇所を直ちに洗い出し、被害を招かない対策を取るべきです。

そこでお尋ねいたします。

町内の盛土の実態はどうなっているのでしょうか。内海ダムの上に内海ダムの工事の残土が置かれているということで不安の声を聞いております。これについて実態はどうなんでしょうか。危険はないのでしょうか。

また、今太陽光発電の導入が拡大する中で、急な山の斜面にパネルが設置され、土砂災害で周辺の建物や道路に被害を及ぼすケースも全国で相次いでおります。町内に設置された太陽光発電についても危険箇所があるのではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、行政区域内の盛土の実態並びに既に設置されている太陽光発電施設の安全性等に関しましてご質問をいただきました。

まず、盛土の実態に関しましては、熱海市の土石流災害を踏まえ、8月11日に国から盛

土の総点検を行うよう県を通じ連絡があり、現在国の総点検要領に基づき点検対象の把握を行っている段階でございます。この総点検の詳細に関しましては、後ほど担当課長から説明をさせますが、今年11月頃に点検を完了し、国が取りまとめを行う予定とされておるところでございます。

次に、内海ダム堰堤前の修景盛土につきましては、ダム建設時に発生した残土を流用し造成したものでありますが、技術基準に基づき設計、施工されており、安全上の問題はないと説明を受けておるところでございます。

太陽光発電施設に関しましては、事実上市町村が直接的に関与できない状態となっております。このような状況にあつて、これら再生可能エネルギー発電施設の整備を優遇する地域を限定し、促進地域として市町村が指定できるよう法改正が行われたところであります。さらに、熱海市の土石流災害を契機に、土砂災害危険区域、国立公園の特別保護区域などを促進地域から除外する方針が現在環境省内で検討されているところでございます。したがって、今後の再エネ発電施設整備に関しては一定のルールが導入されるものと期待するところでございます。

盛土の点検の詳細及び内海ダム堰堤前の修景盛土につきましては、それぞれ担当課長に説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 私からは、国からの依頼により行います盛土の総点検の詳細、太陽光発電施設につきましてご説明申し上げます。

町長の発言にございましたとおり、先月11日に国土交通省をはじめ、4省庁連名で盛土による災害防止に向けた総点検について県を通じ連絡がございました。この総点検では、これまでの開発許可、届出案件、国土地理院作成の地図情報などから対象となる盛土を把握いたしまして、危険性の高い土砂災害警戒区域などを重点点検対象エリアに指定しまして、各部局それぞれの観点から点検を行うこととされております。

現在、県内では対象となる盛土の取りまとめを行う段階でございますが、本町では大規模な盛土を行った開発案件は今のところ見当たっておりません。今後、現地の点検作業などが行われ、11月頃国土交通省に提出される予定とされておりますが、取りまとめた情報の公表範囲は現在のところまだ知らされてはおりません。

次に、太陽光発電施設に関しましては、再生可能エネルギーの普及を促進する政府の方針から、固定価格買取制度及び大幅な規制緩和が導入されまして、投資目的の発電施設の整備が全国各所で行われてきました。普及促進を目的に導入された規制緩和の内容は、

開発行為を規制する各種法律に縛られない例外的な取扱いでございまして、景観配慮や防災上の問題点が指摘されたとしても違法とは言えず、市町村には指導権限も与えられておりません。

こういった状況の中で、近年、整備事業者に対しましては、市町村の意見聴取、開発地周辺住民への説明が求められておりますが、これも施設整備に制限を課す強制力はないものとなっており、先ほど町長の答弁にもございました市町村による促進地域の指定は、地域の事情を反映した規律、ルールの導入とも考えられ、国の動向を注視しながら対応を検討していきたいと考えております。

一方、既に整備が完了しております発電施設の取扱いに関して、新たな規制の動きはないものの、本町独自に施設の所在把握を行いまして、必要に応じて事業者に改善の依頼を行っております。ただし、これも現行法では強制力はございませんで、お願いの範囲を超えることはできない状況ではございますが、継続して情報の収集、事業者との接点の維持に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、県が一定の条件の下で行った大規模盛土緊急点検について説明いたします。

点検の対象箇所につきましては、1万立米以上の盛土を実施した箇所及び大規模盛土造成地に該当する箇所は、小豆島町内にはありませんでした。また、町内にある管理型砂防堰堤4カ所の堆砂状況などについて点検し、問題はないというような報告を受けております。

次に、内海ダムの残土が置かれている箇所について説明いたします。

内海ダム再開発事業において発生した残土の一部について、堤体上流の東側と堤体下流に盛土を施工しております。堤体下流の盛土につきましては、景観に配慮するために行ったもので、造成後多目的広場として、また植林等を行っております。

これらの盛土につきましては、擁壁工、暗渠排水工、水路工を基準に基づいて施工しており、またのり面につきましても基準に基づく勾配で植生シートによるのり面保護を行っておりますので、問題はないとの説明を県から受けております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今の説明で、内海ダムの上の東側の盛土の部分が大変心配されてると思うんですけども、それも大丈夫なんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 先ほど申しましたように、基準どおりの計画で施工しておりますので、問題はないというふうに報告を受けております。以上です。

○建設課長（唐橋幹隆君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 太陽光発電ですけれども、規制ができないということなんですけれども、全国では自治体独自で規制の条例をつくっているところも増えていると聞いているんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） ご指摘のとおり、全国では既に規制条例等を設けておる団体もございます。ただし、法律で例外規定を設けられとる中で、地方の条例で制約することにつきまして、一部問題があるという指摘もございまして、現在その規制に関しましては検討と申しますか、調査しておりますので、必要に応じてまた検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 全国の自治体でやってることですので、ぜひ検討してください。

次、行きます。

学校給食の問題です。

子供の食物アレルギーや発達障害などの症状の急増傾向に歯止めをかけるとして、学校給食の食材を有機農産物にしようという運動が全国で広がっています。また、世界では地球温暖化など環境問題が深刻になる中、国連は持続可能な開発目標としてSDGsを採択、世界は有機農業推進へと大きくかじを切り、これを後押しするように世界各国で学校給食を有機食材に変える動きが出ています。有機食材とは、化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした、環境への負荷をできる限り減らした農業方法です。

学校給食の有機化は、子供の健康のためだけでなく、地方の過疎化に歯止めをかけ、地域経済活性化の起爆剤になる可能性も秘めています。

日本でも千葉県いすみ市、愛媛県今治市など、取り組む自治体が増えています。いすみ市では、2015年から学校給食に地元産の有機米を採用、米農家の協力を得て有機米の生産量を徐々に増やし、2018年度には全量が有機米に切り替わり、野菜の有機化にも着手し、現在までに7品目の有機化に成功。全ての野菜を有機化するのが目標だそうです。今治市でも、地産地消の安全な食材を用いることから、今治産特別栽培米の促進、今治産小麦か

ら地元で製造したパン、また今治産大豆から地元の豆腐を製造するなどして使用しているそうです。

本町での有機農業の実態はどうなっていますか。有機農家を支援、有機農業を推進し、学校給食に有機農産物を活用していくことを求めますが、いかがでしょうか。

また、農民連食品分析センターが全国の給食用パンを調べたところ、大半のサンプルから微量のグリホサートが検出されました。輸入小麦使用パンはやめて、国産小麦、米粉パンに切り替えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から学校給食についてのご質問をいただきました。

本町の学校給食については、従来から農産物の地産地消に努めてきたところですので、有機農産物を使用するにしても島外からの購入は考えておりません。このため、町内の有機農業に取り組んでいる農家において、給食に必要な食材料を確保できる有機農産物があれば、衛生面や価格面での課題がクリアできれば使用したいと考えております。

パンについては、これまでは週1回となっており、香川県学校給食会のパン加工指定工場である淵崎製パン所から購入していました。しかし、この9月末で淵崎製パン所が給食用パンの製造を中止するため、島内で製造できる業者がなくなります。10月以降は島外の業者から購入するよう検討しているところですが、購入価格が高くなること、給食センターで仕分をするようになる負担を考えれば、使用頻度は月1回程度になるものと思っています。給食で使用するコッペパン等は国産小麦を使用していませんが、米粉パンや全粒粉パンはそれぞれに国内または香川県産小麦を一部使用しています。味や好みもありますので、全てを輸入小麦の使用量の少ない米粉パンや全粒粉パンにすることも難しいと考えています。

なお、農民連食品分析センターの調査結果については、残留農薬は微量であり、問題はないとの結果であると承知しております。

本町での有機農業の現状については、担当課から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（中川 啓君） 私からは、本町での有機農業の現状についてご説明申し上げます。

有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬や遺伝子組換え技術を使わないため、環境に優しい栽培方法である一方、適正な農薬や化学肥料などを用いた生育促進、収量増加を目的に栽培する慣行農業よりも生産コストがかかる上、病害虫や気象の影響を受けやす

く、安定した品質や収量が得られないなど様々な課題があります。また、一定のニーズはあるものの、まだ多くの消費者から理解が得られていないことから、全国的に見ても有機農業に取り組む農業者は少ないのが現状です。

本町で現在有機農産物の有機JASの認証を受けている農業生産者は2事業者おられます。品目については、1者がオリーブ、もう一者がオリーブとかんきつ類です。そのほか、有機農産物には該当しませんが、化学農薬の使用量を5割以上低減させ、さらに緑肥作物を利用した土づくり技術を行うなど、環境に配慮した農業生産方式を導入され、水稲栽培を行っているが30人前後の団体が1団体あり、こちらで収穫された米の一部は町内の学校給食に使用されていると聞いております。また、極力農薬の使用を控えたいという農業生産者もおられると思いますが、把握できておりません。

現在、町といたしましては、一定要件を満たした環境保全に効果の高い営農活動に対して、国・県とともに活動内容に応じた交付金を交付するなどの支援をさせていただいております。今後においても、関係機関と連携を図りながら、生産力の向上を図りつつ、環境にも配慮した農業の推進に努めたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） できるだけ本当に安心できる食材を使った学校給食をとというのは保護者の願いだと思います。島でのそういう有機農家というのが少ないということなんですけれども、給食に使うことでだんだん広がって行って、そういう理解を得てしてるということが全国でも増えているそうです。先進地に学んでそういう有機農家を支援して、学校給食から広げて行っていただきたいと思います。今後の取り組みをお願いしたいと思うんですけれども、一言お願いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 先ほど担当課からも説明がありましたけど、お米につきましては安田の古郷のほうで作っているお米について、年間の使用回数については限りがあるんですけど、学校給食のお米については香川県学校給食会で決めたお米の価格がありまして、安田の古郷地区についてはご協力をいただいて、通常より安価である給食会の単価に合わせて納入をいただいております。特に昨年度については、コロナの影響もありまして、ある程度在庫いうんですか、確保できるということで、昨年度についてはもう10回以上そちらのほうのお米を使用しております。

ですから、給食で使用する場合には、やっぱり先ほど言いましたけど、生産に係る単価



で給食センターへの納入価格の問題もありますので、生産者のほうからご理解が得られる範囲でできるだけ地元のそういうお米を使ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今治では地元の食材を使っているということで、その差額については市が持ったりしてる、そういうところもあるそうです。ぜひその辺も含めて今後の検討をお願いします。終わります。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） それでは、私のほうから3問質問したいと思います。

午前中、森崇議員のほうからも質問がありました小学校通学路危険箇所の現状と対策はということで、森議員の場合は主に空き家、またブロック塀の質問だったと思います。私は通学路のみの考え方をお聞きしたいと思いますので。

今年6月、午前中にもありました千葉県での小学生の通学路で通学の子供たちにトラックが突っ込みまして、児童5人の方が死傷されました。

7月初旬に、四国新聞の市町アンケートで、県内公立小学校151校、危険箇所が1,101カ所というふうな記事が載っておりました。このうち、何らかの安全対策を行っているケースは9割を超えているということですが、歩道の整備や道路拡幅など根本的なハード対策は、用地や予算の確保が課題となり、十分に行き届いていない現状が浮かび上がってきました。当町では、その四国新聞の記事によりますと、4校、20カ所というふうな危険箇所が発表されましたが、午前中35カ所というふうな数字が出たんですけど、そのあたりの違いとは何か。

それと、その20カ所の現状と対策は。20カ所とももう行っているのかどうかというふうなことを質問したいと思います。

また、7月10日の四国新聞によりますと、この事故を受けて菅首相がスクールバスを全国展開へというふうなことで記事が載っておりました。私も、前々回でしたか、スクールバスのことで質問したと思いますが、これを機に全国的にもそういうふうなスクールバスの考えを示せというふうなことですので、小豆島町内でスクールバスを利用している公立学校はあります。星城小学校におきましては、登校はスクールバスですが、下校時は定期バスに乗りますので、その間が通学路になってます。危険な通学路、前々回ですか、指摘したと思いますが、そのあたりも含めてスクールバスへの考え方も再確認したいと思いま

す。お願いいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大川議員からの通学路の危険箇所の現状と対策について答弁いたします。

四国新聞社のアンケートにつきましては、7月初旬の段階で把握している通学路の危険箇所についてお答えしたものです。小学校4校で危険箇所が20カ所あり、そのうち3カ所は安全確保のための道路拡幅が必要ですが、土地の確保等が困難で改良が進んでいないと回答しております。その後、文部科学省と国土交通省から、保護者のご意見を聞いた上で通学路の安全点検を実施するよう通知がありました。その結果、箇所数が増えて、4小学校から35カ所の危険箇所の報告があり、香川県、小豆警察署とともに現地確認を行い、安全点検を実施したところでございます。

今後、危険箇所については、危険を解消する対策について関係機関と協議し、安全性の確保に努めるよう計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校におきましては、小学校1年生で横断歩道の渡り方、4年生で自転車の乗り方の指導などを行っております。そのほかにも警察署を招いての交通安全教室や長期休業前の安全指導、集団下校なども行っております。各学校においての交通安全教育を徹底し、学校支援ボランティアの見守り等のご協力も得ながら、事故等の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、菅首相が述べましたスクールバスの件につきましては、現時点ではその内容についての詳細な通知等はありません。自動車の通行量が多く、歩道等が整備されていない通学路への導入検討だとは思いますが、今後スクールバス導入の制度設計が示されれば、本町においても必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

通学路の危険箇所の詳細については、担当課長のほうから説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、学校から報告のあった35カ所の危険箇所について説明いたします。

学校、警察、県と町の道路管理者、それとこども教育課、総務課の担当で箇所の確認とその対策について協議いたしました。学校からの指摘の主な項目として、歩道がない、交差点部の見通しが悪い、車がスピードを出し過ぎる、道路から段差があり転落の危険がある、道路幅員が狭小であり車の往来で危険を感じるなどのものでした。その対策として、道路改良を計画している箇所もありますが、その多くが道の両サイドに家屋があり、

大川議員のおっしゃるとおり、用地協力や予算の確保が課題であり、拡幅改良が困難である箇所が多くございます。例を挙げますと、ザグザグから片城橋にかけての区間でございます。この区間は道路幅員が狭小で、片側1車線が取れない状況で、海側には中国電力の電柱、山側にはN T Tの電柱があるため、通学時に児童が電柱の車道側を歩かなければならず、危険であると昨年の学校からの安全点検でも指摘を受けております。そのため、今年3月にN T Tの電線を中国電力の電柱に添架して、N T Tの電柱を撤去できないか協議を行いました。まだその結論は出ておりませんが、1本からでも撤去もしくは移設できれば、グリーンベルトを施工し、通学の安全を図りたいと思っております。道路の拡幅改良が難しい箇所でも、外側線や歩行者が歩くグリーンベルト、路面標示などを施工することで運転者に注意喚起を行うことも大事なことと思っております。参加したメンバーからのご意見を踏まえて、少しでも通学に安全な対策を考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 35カ所。20カ所でもそら構いませんが、これ先ほど教育長が関係各者と協議を今から行いますと。遅いんですよ。協議してもいつになるか分からない。事故はいつ起きるか分かりませんよ。具体的にそれだけの箇所がつかめてあるのであれば、やはりすぐに対応するべきだと思いますが、今から関係者と協議。午前中にもう小学校の問題で協議じゃ何だという話が出ましたけど、具体的にこういうふうな事故が起きたんでそういうふうなことになってますので、やはりすぐにでも対応をすぐできるところはやっていくような考え方で、子供を守る、通学路を守るというふうなことは、未然防止のどうのこの、また自転車の乗り方の講習会をやってますとか、そういうなんじゃないんです。実際に通学するときの道路が危ないんですよ。スクールバスも当然です。国のほうから詳細な通知がないからそのままです。実際に事故は起きたんですから、やはりもっと真剣に考えるべきじゃないですか。スクールバスに乗らずに通学している子供もかなりおりますよ。そういったところの危険箇所があるのであれば、すぐにでも対応していく、それが我々行政のほうの仕事じゃないかなと私は思いますが、そのあたりスクールバスにも関連していますんで、答弁をもう一度お願いしたいと思っております。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 対応が遅いということは今いただいたんですけれども、午前中でもお答えしたんですけれども、これまで危険箇所として上がってきておりまして、道路標示などを行っております。実際に原則あるいは通学路ですという標示を行っ

て注意喚起してるんですけども、それでもなおかつドライバーの車のスピードが速いというのを保護者のほうからご意見いただいているというところがございます。そういうのも含めて、啓発やもっとできることをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） スクールバスにつきましては、従来は学校統合に際しまして通学距離等を勘案して、現在は苗羽小学校、安田小学校、全ての4小学校でスクールバスを、または路線バスを利用した通学になっています。

今回のスクールバスの導入の全国的なお話につきましては、そのあたり通学距離とか、当然通学路の安全確保等の問題もございますが、スクールバスを導入するについては、やはりスクールバスが走る路線であるとか、そのあたりどのような国のほうからの助成いうんですか、検討の指導があるか、その内容を確認してきちっと対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 私の思うような答弁はもらえないんですけど、スクールバスに係りまして、前々回、私が星城小学校の下校時のスクールバス、そのときには子供たち、保護者に聞いてどうのこうの、保護者のほうから要望があればというふうなことで、実際にこれ通学するのは子供たちなんですよ。保護者に聞いて、保護者の要望がなかったから、少ないから走らせませんというんじゃないんです。実際に子供たちがあの星城小学校から草壁港のバス停まで列をつくって歩いて帰って行ってます。実際に子供たちの声を聞かなければ分からないと思うんです。警察じゃあ、交通安全の協議会じゃという方が相談しても、実際に子供たちが経験していること、やはり子供たちの声を聞いてこういったことは考えていくべきだと思いますから、ぜひ教育長、子供たちにどうですかと一緒に下校時歩いてくださいよ。登校時にバスが出せて、なぜ下校時にバスが出せないのか。そのあたりは私いつも納得できません。そういうふうなところで、ぜひそんなことで子供たちの意見を大事に。通学するのは子供たちですから、そのあたりぜひお願いしたいと思います。

続きまして、2問目に行きます。

令和3年に県が用水路等転落防止対策ガイドラインを策定しました。これネットで取りまして、かなり分の厚いガイドラインです。かなり詳しく載ってますが、ガイドラインによりますと、用水路への転落事故での消防の出動件数は、平成27年から令和2年までの5年間に1,836件、年間で300件を超して発生している。ここ小豆広域管内でも46件の消防の

出動が発生しているというふうな記事が載っておりました。

県は、このガイドラインを参考に、各施設管理者がそれぞれの現場条件に応じた効果的、効率的な転落事故防止対策に主体的に取り組み、点検して用水路等への転落死亡事故ゼロを目指したいとのことであるとあります。

町内でも危険な用水路等が本当に多く見られます。私も町内のいろんなところを確認してきましたが、本当に数知れなく、用水路だけじゃなしに、溝、川、ガードレール、ガードパイプのない危険箇所がかなり多く見られますが、町としてこの実態は把握されていますか。昨年でしたか、県のほうがそういったところである程度点検を立てたと思うんです。そのあたりどれぐらいの件数が町内であるのか、把握できているのかどうか。また、その対策はどのように考えているのか。それも先ほどの通学路と同じです。危険と思えばできるだけ早く対応するというふうなことで、そのあたりどういうふうな対応をしているのか質問したいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から用水路転落防止についての質問をいただきました。

香川県における平成27年1月から令和2年7月までの5年間の用水路等転落交通死亡事故は27件発生しており、令和2年度においては6人の方が亡くなっております。そのため、県は昨年の8月に用水路等転落事故防止対策検討委員会を設置し、多発している用水路等への転落事故を未然に防ぐことを目的に、効果的な事故防止対策の方向性を示したガイドラインを策定をいたしました。本町におきましても、このガイドラインを参考に、用水路等への転落事故防止に向けた意識啓発や対象となる箇所の抽出と必要な事故防止対策を講じてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、小豆地区消防本部が出動した46件について説明いたします。

用水路等の転落事故46件出動した中で、小豆島町で発生したのは30件でございます。その中で、町管理の施設12件、これについて現地調査を行いました。まずは12件の転落事故が発生した箇所からハード対策を行っていきたいと考えております。

事故発生の原因としては、路面不良によるもの、夜間に用水路等との境界が不明確であるもの、60センチ以上の水路との段差がある場合に、重傷以上の負傷事故が多いといったことがガイドラインに示されております。

本町においては、河川沿いの町道や農道に転落防止対策が行われていない箇所が多くありますので、ガイドラインに基づきまして対象箇所を抽出し、優先度の高いものから取り組んでいかなければならないと思っております。

また、県についても、このガイドラインに基づきまして抽出を行っていかうというふうになっております。道路管理者、河川管理者、あるいは土地改良事業の管轄、それも含めての抽出を行っていくというふうになっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 件数は、ここで課長が言われた件数よりもっとあると思うんです、細かく言えばね。

特に夜間です、これ。昼間は明るくて見分けがつかますが、夜間に事故は起きていると思います。そういうふうなところで、夜間でも事故が起きないように、街路灯の設置とかそういうふうなことでもある程度事故は防げると思っていますので、本当に危険なところはあります。夜間私ちょっと歩いてるんですけど、具体的に申しますと、片城のお好み焼き屋の大ちゃんがありますね。あそこから東に向かって大きな水路があるんです。あそこガードパイプもガードレールもありません。結構車は多いんですよ、夜間でも。そのあたり歩行者等が車が交差したら歩けないぐらいのところなんです。そして、街路灯があそこはついてないんです、ちょうど大事なところに。そのあたりも自治会と相談するなり、そんなところで夜の危険箇所をぜひ町と一緒に確認して、すぐに対応できるところはやっていくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 大川議員のおっしゃるとおりで、危険箇所はたくさんあるかと思います。できるだけそれを少なくするように頑張ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） それでは、3問目に行きたいと思います。

来春の町長選挙への出馬の意向はということです。

平成30年4月、多くの町民から支持を受け、町長就任。人が集い、元気なまちを目指し、3年5カ月を経過しました。しかし、この直近1年半2年近く未曾有のコロナ禍の中、町政運営に大きく影響があったと思います。町政運営が停滞したのも仕方がない状況ではあります。しかし、このコロナの収束にはまだまだ時間を要すると考えられますが、この状況下での町政運営は待たなしです。休憩しているときはありません、町政運営

は。当然町長自身も、志半ば、コロナによってやりたいことができないことが数多くあったと思われま。また、今のところ不完全燃焼というふうな思いも十分にあると思いま。す。

そこで来年4月、我々も同時ですが、町長選挙がございます。ぜひこの1年半2年近いコロナ禍でできなかったこと、町長の考えを、やりたかったことはやっていただきたい。これでもう終わってしまうのでは、やはり町民も期待をして町長を推したと思いま。すので、そのあたり2期目の出馬は現状どのように考えているのか質問したいと思いま。す。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、来春の町長選挙への出馬意向はと。のご質問にお答えしたいと思いま。す。

町長に就任し、はや3年5カ月が経過しようとしております。これまで町長就任当時から掲げておりました人が集い、元気なまちを目指し、5本柱に基づき町政運営を進めてい。るところでございます。各種の施策や政策を立案し、実行してまいりました。議員各位のご理解、ご協力を得て、行財政改革の推進とともに、懸案だった最終処分場の整備やハード、ソフト両面での防災・減災対策なども順調に進捗しているものと認識をいたしてお。ります。

しかし一方で、大川議員ご指摘のとおり、昨年2月から大きな社会問題となっている新型コロナウイルス感染症の拡大が町政運営に大きな悪影響を与え、かつコロナ対策に集中的に取り組んでいることから、他の分野での施策展開が思うに任せないことも事実でござ。います。

このような中、本町におきましては、人口減少をはじめ多くの課題が山積をいたしてお。ります。引き続きコロナ対策を着実に行うことはもとより、ポストコロナを見据えた政策また施策展開がこれまで以上に重要となってきております。これら現下の状況を踏まえま。して、熟慮の結果、来春の町長選挙に出馬させていただき、町民の皆さんのご支持が得ら。れるのであれば、引き続き町政のかじ取り役を担わせていただきたいとの思いに至った次。第でございます。人が集い、元気なまちの実現に向け、全身全霊をささげてまいりたいと。考えておりますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上。げ、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 力強い出馬の意向を聞きましたが、私にとってもやはりもっとや。れるんじゃないかということはかなりあります。何もかもコロナ、コロナで済ますのも、

確かに日本全国が全体的にそうなってますけど、やはりできることはやっていただきたい。その期待を込めて、町長は町政を運営していると思いますので、やはり町民の期待は大きいですよ。町民の不満の声も聞きますが、期待の声は大きいですよ。そのあたり、やはり町長も初心に戻ってぜひ頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時40分とします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第7号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第7号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和3年5月臨時会でご議決を賜りました竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約につきまして、工事内容の一部が変更となり、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 報告第7号、竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約の変更につきましてご説明をいたします。

上程議案集2ページをお開きください。

竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

3ページをお開きください。

令和3年第1回臨時会でご議決いただきました竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じました。変更します金額が101万2千



円の減額で、契約金額の10分の1以内、500万円以内でありましたので、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和3年8月23日に専決処分したものでございます。

変更内容としましては、3、契約の金額のとおり101万2千円の減の1億2,053万8千円とし、5、変更内容は現場精査により敷き砂の数量が減になったことと、作業日数が当初設計より短縮されたため監視船の日数が減ったことにより減額となったものでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例）

○議長（谷 康男君） 日程第5、報告第8号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第7号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、関連する条例について所要の改正を行ったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

今のところで、報告第8号でございます。報告第7号と申し上げたと思います。報告第8号でございます。失礼いたしました。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 報告第8号についてご説明させていただきます。

上程議案集の4ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1ページおめくりください。

本条例では、2本の条例改正を行っております。

まず第1条は、小豆島町手数料条例の一部改正でございます。新旧対照表の改正前にあります第2条、別表の上段でございますが、俗に言われますマイナンバーの通知カードの再交付に係る手数料を削除するものでございます。通知カードは、マイナンバー制度の開

始時に全ての国民に個人番号を通知するために送付された紙のカードのことでございますが、このカードが令和2年5月25日から通知カードが個人番号通知書というものに切り替えられたことから、この再交付の事務がなくなったものでございます。そのため、この表の中の文言を削除するものでございます。

また、次のページになりますが、別表の下段、こちらはマイナンバーカードそのものの再交付に係る手数料の項目でございますけれども、これも削除するものでございます。9月1日以降、各市町はマイナンバーカードを発行する地方公共団体情報システム機構、国の大本になりますけれども、こちらから委託を受けて、機構が定める額の手数料を徴収することとなります。そのため、町が手数料を定める必要がなくなるものでございまして、削除するものでございます。

次、ページの下段でございます。

第2条は、小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

表題の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正がございまして、次のページにございます新旧対照表にありますように、条文中で参照しております法第19条第15号から第11号に号ずれが生じたことから、条文の整備をするものでございます。

附則として、令和3年9月1日から施行することとしております。

いずれも法律の改正により義務的に条例の改正が必要となりましたことから、令和3年8月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。以上で報告第8号の説明を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（谷 康男君） 日程第6、報告第9号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第9号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

本件は、小豆島町の令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により報告するも

のでございます。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第9号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

上程議案集の9ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率であります。表の上段が本町の算定結果で、中段、下段が国で定められた早期健全化基準、財政再生基準でございます。早期健全化基準が、いわゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお考えいただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算もしくは収支均衡となっており、また介護保険施設の企業会計につきましても資金の不足は発生していないことから、該当なしのバーとなっております。

次に、実質公債費比率につきましては、自治体収入に対する借金返済額の比率を示しております。2年度決算では6.3%となっており、前年度の6.1%に比べまして0.2ポイント悪化しております。これは、庁舎等の再編に当たり発行した合併特例債の元金償還が始まり公債費が約1億2,700万円の増となったことなどが主な要因でございます。

ちなみに、令和元年度決算における全国的な結果を申し上げますと、全国市区町村の平均は5.8%、香川県内の市町の平均は7.4%となっております。

次に、将来負担比率であります。この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを表したものでございます。2年度決算につきましては、将来の借金返済予定額等を町が持っております基金や交付税算入予定額のほうが上回っていることから、該当なしのバーとなっております。

次に、2の資金不足比率であります。介護保険施設事業会計におきましては資金不足額がなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上のように、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、健全な状況となっております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書に記載しておりますが、特に指摘すべき事項はないとの意見を頂戴しております。以上、簡単ではございますが、報告第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第31号 令和2年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第31号令和2年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第31号令和2年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの5つの特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるところでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当課長及び担当事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第31号令和2年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

上程議案集の10ページをお願いいたします。

本件は、令和2年度小豆島町一般会計歳入歳出決算から令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計まで7つの会計につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、決算特別委員会にてそれぞれ関係課から説明がありますので、私からは、一般会計及び5つの特別会計の決算の概要について、施策の成果の財政編によりご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、施策の成果の2ページをお開きください。

令和2年度の一般会計決算額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に大きな予算を投じたことから、歳入歳出ともに過去最大の規模となっております。

一般会計の決算の状況であります。例年同様、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値を基に説明させていただきますので、一部決算書との乖離がありますことをあらかじめお断り申し上げます。

まず、令和2年度の決算額でございますが、歳入総額（A）が122億6,744万4千円、歳出総額（B）が118億138万6千円となっております。コロナ対策の影響等により、前年度に比べますと歳入総額（A）が24億5,216万2千円、率にして25.0%の増、歳出総額

(B) も24億9,330万9千円、率にして26.8%の大幅な増となっております。この数値から、他会計との重複計上を避けるための各種の規模控除や基金繰入金の調整を行った普通会計の歳入総額 (G) が123億9,884万6千円、歳出総額 (H) が117億7,165万2千円となっております。

以上の結果、形式収支 (I) は6億2,719万4千円となり、これから (J) の繰越明許費の繰越財源2億1,424万円を差し引き、決算統計における実質収支 (M) は4億1,295万4千円の黒字となっております。単年度収支 (N) は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で7,915万9千円の黒字であります。これに財政調整基金への積立金 (O) 240万3千円を加えた実質単年度収支は8,156万2千円の黒字となっており、平成23年度の決算以降これまで9年連続の赤字決算となっておりましたが、10年ぶりの黒字決算となっております。この要因につきましては、ここ数年の行財政改革の取り組みに加え、地方交付税が約2億円の増額となったこと、ふるさと納税が堅調に確保できていることなどが考えられます。以上が一般会計決算の概況であります。

なお、歳入歳出における主な増減理由につきましては、決算特別委員会における各課からの説明と重複いたしますので、本日は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算の概要についてごく簡単にご説明申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から介護予防支援事業特別会計までの5会計であります。

7ページの左端に記載のとおり、実質収支は収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、同じページの右端に記載のとおり、前年度からの繰越金の要素を除く積立金の処理を加えた実質単年度収支は、介護サービス事業特別会計で赤字となっております。介護サービス事業特別会計につきましては、ヘルパー事業において、条件不利地域を受け持つことが多く、収益的に厳しい状況が続いており、財政調整基金の令和2年度末現在高が1,299万7千円まで減少していることから、今後収支改善に向けた対策が必要となっております。

なお、各特別会計の決算につきましては、決算特別委員会において担当課から詳細な説明がありますので、内容説明は省略させていただきます。

また、企業会計であります介護保険施設事業の決算につきましても、別冊決算書により介護保険施設事務局から説明がありますので、私からの説明は省略させていただきます。

次に、8ページの財政指標であります。こちらにも主なものにつきましてご説明申し上げます。

げます。

まず、上から3行目、標準財政規模につきましては、普通交付税、地方消費税交付金の増などにより2億6,593万8千円増の56億8,210万円となっております。

次に、その下の財政力指数と2行下の自主財源比率につきましては、それぞれ0.309と28.6%となっております、依然として三割自治が続いております。

次に、その下の経常収支比率であります。対前年度2.5ポイント改善し、93.5%となっております。こちらも、普通交付税と地方消費税交付金が増額となったことが大きな要因であります。

次に、その下の実質赤字比率から将来負担費率までの健全化判断比率につきましては、報告第9号にてご報告したとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に、財政調整基金の積立金現在高でございます。

令和2年度につきましては、普通交付税の増額等により年度の財源確保の見通しが立ったことから、財政調整基金からの繰入れを取りやめ、また令和元年度の剰余金処分等によりまして、対前年度1億7,340万3千円増の17億5,197万3千円となっております。

また、その下の減債基金の積立金現在高については、平成30年度以降、減債基金を活用し、旧内海病院の残債の償還に充てていることなどから、対前年度マイナス9,563万4千円減の19億4,791万1千円となっております。

次に、地方債現在高につきましては、町債の新規発行額が償還元金額に対して1億7,153万1千円オーバーしたものの、旧内海病院の残債償還元金が2億4,051万3千円であり、また赤字地方債である臨時財政対策債の発行を令和2年度も抑制したことから、対前年度マイナス6,898万2千円減の107億5,243万8千円となっております。

最後に、9ページの新型コロナウイルス感染症対策関連事業費の決算状況につきましてご説明申し上げます。

個別の事業につきましては、各課から詳細な説明がなされると存じますが、全体の規模感を申し上げますと、令和2年度決算額合計で19億7,889万8千円となっております、そのうち国庫支出金が19億2,128万3千円、うち地方創生臨時交付金が4億251万8千円、右端の一般財源は2,931万9千円となっております。以上、決算統計の数値を基に令和2年度決算の概要をご説明申し上げます。

今後につきましては、現在整備を進めております次期一般廃棄物最終処分場や雨水公共下水道事業のほか改良住宅の更新など、今後も町主体の大型事業が予想されますし、小豆地区広域行政事務組合の事業として中間処理施設の整備など大変大きな事業が予定されて

ございます。加えて、新型コロナウイルス感染症により、町出資の3財団、また小豆島オーリーバスや町営バスの経営も大きな影響を受けております。

一方、歳入の面では、ご存じのとおり、合併特例債の発行期間が5年延長され、残りの枠として2億9千万円程度がございますが、基本的には令和2年度をもって合併に対する財政支援は終了いたしました。またさらに、昨年10月の国勢調査による人口減少によって、今後の普通交付税にもたらす影響が懸念されるとともに、長引くコロナによる町税や各種交付金等の下振れも危惧されるところでございます。

いずれにいたしましても、町の課題は山積しており、今後の財政運営につきましては厳しい見通しと言わざるを得ない状況でございます。今後も、集中改革プランの確実な実行、毎年度改定する中期財政計画を基本指針として、事業の規模や必要性、優先順位等を検討しつつ、適切な財政運営に努めなければならないと考えておるところでございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、決算状況の総括説明とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書の29ページをお願いいたします。

令和2年度の小豆島町介護保険施設の運営は、全国的に広がりを見せ社会生活を変えることとなった新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなりました。新型コロナウイルス感染拡大を受け、施設内での感染者の発生を防ぐため、面会制限やマスク着用、消毒等の感染予防対策を強化するとともに、島内での新型コロナウイルス感染症発生時には利用制限も行ってまいりました。

介護老人保健施設は、利用制限の影響は大きく、入所、通所リハビリテーションともに利用者数が減となっております。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金、一般会計からの繰入れも受けましたが、収益は減少しております。

特別養護老人ホームは、入所についてはほぼ前年度と同様の利用者数でございましたが、短期入所は利用制限により減となっております。収支については黒字となりましたが、感染予防対策に係る経費などは伸びており、純利益は前年度より大幅に減となっております。令和2年度決算は、純利益は減少しましたが、黒字を維持することができております。

まず、業務でございますが、令和2年度の老健の入所の利用者数は8,539人、1日平均

利用者数は23.4人となっております。通所の利用者数は4,133人で、1日平均利用者数は18.7人となっております。特養入所の利用者数は2万1,008人、1日平均利用者数は57.6人となっております。特養短期入所の利用者数は666人で、1日平均利用者数は1.8人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金637万9千円のうち379万5千円を活用し、密を避け快適に過ごしていただくための送迎車両の買換えやオンライン面会を実施するためにパソコンやタブレット端末を購入いたしております。加えて、利用者の方にレクリエーションなどお互いの間隔を確保し動画や写真などを無理なく見ていただけるよう、プロジェクターやスクリーンを購入いたしております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益が4億3,191万7,884円で、前年度と比べまして2,114万4,511円の減となっております。内訳としましては、介護老人保健施設事業収益が1億5,124万1,436円で前年比88.43%、介護老人福祉施設事業収益が2億4,322万2,690円で前年比98.53%となっております。先ほど申し上げましたように、一般会計から負担金2,500万円を香川県から新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金のうち258万4千円を収入いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた結果となっております。

一方、総費用は4億2,749万4,153円で、前年度と比べまして277万2,384円の増となっております。内訳としましては、老人保健施設事業費用が1億9,668万4,560円で前年比98.8%、老人福祉施設事業費用が2億3,080万9,593円で前年比102.29%となっております。

この結果、収益的収支は442万3,731円の純利益となり、前年度の未処分利益剰余金を加え当年度未処分利益剰余金は8,922万1,291円となっております。このうち442万3,731円を小豆島町介護保険施設事業の剰余金の処分等に関する条例の規定により利益積立金として積み立てております。

資本的収支につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金379万5千円を収入し、車両やパソコンなどの備品を購入し431万3,453円支出いたしております。以上、簡単ではございますが、令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定されました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会委員の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩を取りますので、休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時09分

再開 午後 3 時12分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に中松和彦議員、副委員長に安井信之議員、以上のように決まりましたことをご報告いたします。

~~~~~

日程第 8 議案第 3 2 号 小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 8、議案第32号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策

定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第32号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する事業は財政上の支援措置を受けられますことから、新たに同計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第32号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。

上程議案集の11ページをお開き願います。

小豆島町過疎地域持続的発展計画につきましては、財政上の支援措置、すなわち過疎対策事業債の活用と過疎税制の支援措置を受け、本町の持続的発展を図るために策定するものでございます。

法制的には、過疎地域自立促進特別措置法が失効となり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を賜り計画を定めようとするものでございます。

なお、議案には記載しておりませんが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において新たに追加された支援措置につきまして、簡単にご紹介させていただきます。

まず、最大の支援措置であります過疎対策事業債につきましては、旧簡易水道施設の整備や民間の僻地診療所整備に対する補助について、新たに過疎対策事業債の対象事業に加わっておりますが、軽微な追加にとどまっております。

次に、税制上の優遇措置につきましては、この後の議案第33号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例にてご説明させていただきますが、国税の減価償却の特例及び地方税の減収補填措置の特例に情報サービス業等が追加されまして、これまでの施設あるいは設備の新增設に加え、改築や修繕等が対象とされておりますが、こちらも軽微な変更となっております。

次に、別冊の小豆島町過疎地域持続的発展計画をタブレットの資料からご覧いただければと存じます。

まず、表紙に記載のとおり、計画期間につきましては令和3年度から令和7年度の5年

間としており、計画のつくり込みにつきましては、総務省から示されましたひな形に沿って作成いたしております。計画につきましては、今後幅広く過疎対策事業債を活用するため、現時点で想定される事業を網羅的に記載しておりますが、社会情勢の変化や新たな住民サービスに的確に対応するため、仮に計画の変更が必要となった場合には、これまでと同様に議会に対し修正案をご提案させていただき、また具体的な事業内容につきましては予算議案を通じてご審議を賜ればと考えてございます。

なお、本計画の内容につきましては、県との協議を済ませ、8月18日付で香川県知事から同意をいただいております、議会の議決を頂戴した後に総務大臣等に提出する予定でございます。

表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

1、基本的な事項につきましては、本町の概況等を記載しており、基本的なつくり込みにつきましてはこれまでの過疎計画と変わっておりませんが、(5)の地域の持続的発展のための基本目標と(6)の計画の達成状況の評価に関する事項が新たに追加となっており、こちらにつきましては総合戦略の目標等と整合性を持たせるために設けられたもので、総合戦略から転記するとともに、評価については今後総合戦略会議において行っていきたいと考えてございます。

なお、具体的な事業内容につきましては、ページ一番下の2、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、3枚めくっていただき、目次の最後ですけれども、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項にわたり記載しておりますが、内容につきましては230ページにわたる膨大な内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

なお最後に、本計画策定につきましては、議案第33号と併せて総務建設常任委員会においてご審議を賜りたいと考えており、本計画の概要を取りまとめた資料をご準備させていただき、内容について説明させていただきたくよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、議案第32号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定についての説明を終わります。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第33号 小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する  
条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第33号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第33号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、廃止前の条例と同様、設備投資を促進するとともに、課税免除に伴う地方税の減収補填措置を受けられますことから、新たに本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） それでは、議案第33号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の13ページをお願いいたします。

本条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法が令和3年3月31日で期限を迎え、新過疎法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定、本年4月1日に施行されたことに伴い、小豆島町においても新たな条例を制定するものでございます。

法律が変わったことにより納税者が課税免除を受けるための要件等に若干の変更点がありますが、町内の設備投資を促進しつつ、財政措置を受けられるという大筋は旧条例と変わりありません。

それでは、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条では、課税免除の対象となる業種及び取得方法について規定しております。

業種については、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業です。新法により、情報サービス業等が追加されております。

また、取得方法については、旧法では新增設のみが対象でございましたが、新法におい

ては改修も含まれる内容となっております。

なお、昨年度末までに新增設した設備については、旧条例の規定の効力を有することとしているため、既に課税免除を受けているもののうち課税免除期間が残っているものについても、引き続き課税免除及び財政措置は受けられることとなります。

第2条では、課税免除となる固定資産の要件及び業種別の取得価格の下限額を規定してございます。

課税免除の対象となる固定資産は、土地、家屋、償却資産です。土地については、課税免除の対象となる家屋の敷地であることや、土地の取得から1年以内に家屋の建設着手が必要となります。取得価格の下限額は、製造業または旅館業については500万円、ただし資本金の額等が5千万円から1億円の法人は1千万円、資本金の額等が1億円を超える法人は2千万円でございます。情報サービス業等または農林水産物等販売業については、資本金の額等の区分分けはなく500万円でございます。

なお、資本金の額等が5千万円を超える法人については、取得に関して新增設のみが対象となります。

旧法では、この取得価格は資本金等の規模にかかわらず一律2,700万円でしたが、新法においては資本金等の規模に応じて取得価格の下限額が設けられています。

次のページをお願いいたします。

第3条では、課税免除の期間を新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度と規定してございます。

第4条から第6条は、事務的な規定として、申請や取消しに関する事項となっております。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしています。以上、条例の概略と要点を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号小豆島町過疎地域にお

ける固定資産税の課税免除に関する条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第10 議案第34号 小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第34号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第34号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、条例の名称を変更するほか、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第34号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の17ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が失効となり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、基金条例の名称を変更するとともに、字句の修正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、条例面につきまして、改正後に記載のとおり、法律の名称に合わせて小豆島町過疎地域持続的発展特別事業基金条例に改正いたします。

次に、第1条につきましても、基金の名称を変更するものでございます。

次に、第5条では、計画の名称と事業名称を変更するものであり、過疎地域持続的発展特別事業とは過疎計画に掲げるいわゆるソフト対策事業を指すものでございます。

最後に、附則として、本改正条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第35号 小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第35号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第35号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律により、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することができるようになったことから、新たに本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第35号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の19ページをお願いいたします。

先ほど町長からの説明にもありましたように、令和2年6月12日に公布されました公職選挙法の一部を改正する法律により、選挙公営の対象が市と同様に町にも拡大することができるようになったことから、そのための条例を新たに制定しようとするものでございます。

まず、第1条でございます。

第1条は、趣旨規定で、選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成を公費負担とすることを規定しております。

第2条から次のページの第5条では、選挙運動用の自動車の使用に関し、1日当たりの単価、契約、支払い手続等を規定しております。

第6条から次のページの第8条では、選挙運動用のビラの作成に関し、1枚当たりの単価、契約、支払い手続等を規定しております。

それから、第9条から第11条では、選挙運動用ポスターの作成に関し、同様に1枚当たりの単価、契約、支払い手続等を規定しております。

第12条は、委任規定となります。

附則として、公布の日から施行し、施行の日以後告示される選挙、つまり来年4月に予定されております議会議員の選挙及び町長の選挙から適用することとしております。以上、簡単でございますが、議案第35号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） これができるようになったということなんですけれども、全ての町でこの条例をつくっているんでしょうか。これはしてもしなくてもいいものなんですか。その辺はどうでしょう。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） これは法律で可能になったということございまして、そのために、今回提案させていただいたように、町ごとに条例を制定して初めて適用になるということでございますので、全ての市町村がやっているかということをお聞かせますと、そうではないということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については総務建設常任委員会へ



付託することに決定されました。

~~~~~

日程第12 議案第36号 伝法川防災溜池事業組合規約の一部を変更する規約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第36号伝法川防災溜池事業組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第36号伝法川防災溜池事業組合規約の一部を変更する規約について提案理由のご説明を申し上げます。

伝法川防災溜池事業組合事務所の位置変更に伴い、地方自治法第286条第2項による関係地方公共団体の協議が必要となりましたことから、同組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第36号伝法川防災溜池事業組合規約の一部を変更する規約につきましてご説明をいたします。

上程議案集23ページをお開きください。

提案理由につきましては、町長が申したとおり、伝法川防災溜池事業組合の事務所の位置変更に伴い、伝法川防災溜池事業組合規約の一部を変更することから、地方自治法第286条第2項の規定により関係地方公共団体の協議が必要となったので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

新旧対照表をご覧ください。

伝法川防災溜池事業組合規約第4条で、組合の事務所は土庄町役場に置くとなっており、土庄町役場の住所が変わったため、下線部の香川県小豆郡土庄町甲559番地の2から香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2に変更するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号伝法川防災溜池事業組合規約の一部を変更する規約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第37号 自動封入封緘機能付高速カラー印刷機購入事業に係る物品購入契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第37号自動封入封緘機能付高速カラー印刷機購入事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第37号自動封入封緘機能付高速カラー印刷機購入事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

行政事務の効率化と経費節減を図ることを目的に、各課が共同利用いたします自動封入封緘機能付高速カラー印刷機購入事業に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第37号自動封入封緘機能付高速カラー印刷機購入事業に係る物品購入契約についてご説明を申し上げます。

上程議案集の25ページをお開きください。

今回の物品購入は、提案理由にありますように、行政事務の効率化と経費節減を図ることを目的に、各課が共同利用する自動封入封緘機能付高速カラー印刷機を購入しようとするものでございます。

次のページの7、入札業者に記載しておりますとおり、島内で納入可能な2者を指名し、8月18日に入札を行いました。

恐れ入ります。戻っていただいて、その結果、3の契約の金額のとおり、税込み803万円で、4の契約の相手方のとおり、香川県小豆郡小豆島町片城甲34番地7、株式会社金子事務器代表取締役金子泰久が落札いたしました。

予定価格が700万円以上の契約となりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページめくっていただいて、26ページの概要書をご覧ください。

1、物品名は、先ほど申し上げたとおりであり、2、数量は1台でございます。3、型式は理想科学工業株式会社が製造するORPHIS GD9630が本体となっております。附属品としてスキャナー、スキャナースタンド、排紙トレイ、メーリングフィニッシャーⅡ封入封緘機器でございます。それからインクを併せて購入するものでございます。

6、納期は令和3年10月29日といたしております。

なお、3月の予算委員会においてご答弁したとおり、納入されましたら一度議員各位にもご覧いただければと考えてございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） これ自動封入封緘いうんですか、機能は実際具体的にもうちょっと簡単に分かるように、封筒をどういうふうにできるのか。

それと、今現状ここで提案理由で行政事務の効率化、経費節減と。どれだけ節減できるか、どれだけ効率が上がるのか、そのあたりを具体的に言わな、こういうふうな提案理由では分からん、800万円の大きなもので。今現状は、これがなかったらどういうふうに各課はやっておるのかも具体的にお話しできないか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） すみません。提案の説明が少し欠けておりました。

まず、どういったものかといいますと、封入封緘、つまり普通の紙を入れてスイッチを押しますと、封筒の状態まで全て仕上げてプリンターから出てくるというマシンでございます。つまりこれまででしたら、ふるさと納税で言いますと、お礼状とか納税の特例の通知とか、そういったものを印刷して、その後封筒に入れて、テープを貼って送っていたわけですけども、スイッチ一つで封筒に入った状態まで完了するというマシンでございます。どのぐらい経費が下がるかということでございますが、現在各課が使用しております、課によって値段は違うんですが、例えば企画財政課、総務課ですとカラーが1枚10円です、それから白黒、これが1枚1円でございます。このマシンを導入いたしますと、カラーが10円から1.44円まで下がります。白黒につきましては1円から0.5円、半額まで下がります。カラーで言いますと8円56銭、モノクロで言いますと50銭、1枚につき安くな

るということでございます。

それから、全体の経費削減がどのくらいできるかという試算でございますが、全部が全部このプリンターを使うことは恐らくないと思っております。各課とも手元のプリンターも使うでしょうし、このプリンターを使うこともあるだろうということで、例えばの例でございますが、カラーを約半分ぐらいこの新規導入のマシンを使ってもらった場合、年間で今の使用数量でいきますと150万円ぐらい経費が下がるかなという試算をいたしております。当然5年ぐらいはしっかりと使えるマシンでございますので、そのあたりで何とか元が取れるかなと。

それからもう一つ、行政事務の効率化というお話をさせていただきました。今のプリンターですけれども、カラーで言いますと、1分間で50枚印刷できます。1分間で50枚が今のプリンターの性能です。このマシンを入れますと、1分間で160枚、つまり3倍以上のスピードで印刷が上がってくるということでございます。

先ほどの経費節減の話に戻りますが、例えばふるさと納税で今、封筒に入れたり、テープ貼ったり、宛名ラベルを作ったりを4名ぐらいで残業しながらやっていますけれども、日々の残業が3時間ぐらいと仮定して、20日ぐらい12月の繁忙期はやってございます。そのときの職員の時間外が大体70万円ぐらいでございますので、このあたりをワンタッチでできるようになれば職員の負担軽減にもつながると考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） そのあたりまで詳しく説明してもらわな、ただ文書をこうするだけでは我々に納得せえというのは無理なんですよね。それだけの経費が節減できて、職員の労力もなかったら、職員が要らなくなるというふうにもまた逆にそう考えるからね。そのあたりやっぱりきっちり説明してもらわなければ。執行部の方は皆分かっておるんですけど、我々はコピー機がどうのこうのって分かりません。

それと、これは別の話になりますけど、各課から1人の個人宛てに同じ日に、前にも言ったと思うんですけど、同じ役場からの書類が課によってもう3通も4通も来るときあります。そういうようなのを削減するのを考えていくのも、やはり経費節減、効率化になると思うんですけど、そのあたりは前には少し難しいというふうな回答をもうたんですけど、そのあたりも考えていけば書類等も減っていくんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） また設置されたら見せていただきたいんですが、場所はどこに置くようになるんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 場所は、総務課があつて、教育委員会側に会議室が2つあつて、その横に今地籍調査の係の方が少しおいでますが、その隣に小部屋がございます。国勢調査とかの事務をやっていた小部屋ですが、今のところはそこに置いて各課で共同利用したいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よつて、議案第37号自動封入封緘機能付高速カラー印刷機購入事業に係る物品購入契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第38号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第39号 令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第38号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）及び日程第15、議案第39号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第38号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は1億7,829万6千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費2,500万円、民生費144万円、農林水産業費576万8千円、商工費2千263万6千円、土木費2,660万7千円、消防費583万8千円、教育費9,100万7千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。また、議案第39号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第38号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の27ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,829万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億1,673万7千円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正であります。

恐れ入ります。30ページの地方債補正をご覧ください。

まず、一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、全体事業費が固まりつつあり、事業内容の精査によって単独事業が若干増加する見込みであることから3,220万円の追加を行い、限度額を3億円にし、過疎対策事業債の枠取りを行うものでございます。

次に、防火水槽整備事業につきましては、浜条地区に整備を計画している防火水槽の事業費について、詳細設計等により増額となることから580万円の追加を行い、限度額を2,250万円に補正するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）、説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正であります。

15款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,884万6千円につきましては、小豆島中学校体育館の空調設備整備事業の財源として活用するものであります。

なお、本臨時交付金につきましては、内閣府の所管交付金であり、コロナ対策として国の令和2年度予算に計上されたものでありますことから、令和3年度中に事業を完了することが求められております。その下の説明欄2の地方創生テレワーク交付金1,500万円につきましては、ふるさと村のワインハウスを活用し整備を計画しておりますテレワーク拠点整備事業が国の優良事業に採択されたことから、財源として有効に活用し、機能の強化を図るものでございます。

同じく 7 目教育費国庫補助金、4 節社会教育費補助金42万 6 千円につきましては、草壁公民館災害支援物資備蓄倉庫設置工事費が増額となることから、増額費用の 2 分の 1 について離島活性化交付金を活用するものでございます。

次に、17 款財産収入、1 項 2 目 1 節利子及び配当金であります。これは、議案第 34 号にてご説明しましたように、過疎地域自立促進特別事業基金条例の改正に伴い、基金利子名称の修正を行うものであり、予算額の補正はございません。

次に、18 款寄付金、1 項 1 目 1 節一般寄付金267万円であります。これは、池田地区の漁業振興に対し、関連事業者から 1 件の寄付があったことから受け入れるものでございます。

同じく 4 目 1 節小学校費寄付金105万 5 千円であります。これは、苗羽小学校に10件、5 万 5 千円の寄付と安田小学校に 1 件100万円の寄付があったことから、受け入れるものでございます。

次に、19 款繰入金、1 項 5 目 1 節ふるさとづくり基金繰入金2,968万円あります。こちらにつきましては、ドライブレコーダー設置補助金の財源として120万円、小豆島中学校体育館の空調設備整備事業の財源として6,025万 4 千円、草壁公民館災害支援物資備蓄倉庫設置工事の財源として42万 6 千円を基金から追加で繰り入れる一方で、国庫補助金を活用し積み立てておりました一般廃棄物処理施設整備事業に対する繰入金をマイナス 3,220万円とすることにより、トータルとして2,968万円を補正計上するものでございます。

同じく 6 目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金マイナス200万円と、1 行飛びまして 15 目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金200万円につきましては、先ほども説明したとおり、過疎の基金条例の改正によりそれぞれ増減するもので、トータルとしての補正は 0 円でございます。

同じく 8 目 1 節中山間ふるさと・水と土保全対策基金繰入金309万 8 千円につきましては、単独県費土地改良事業の財源として繰り入れるものでございます。

同じく 16 目 1 節手延そうめん振興施設整備基金繰入金192万 5 千円につきましては、手延そうめん館の自動麺分け機の修繕費用の財源として繰り入れるものでございます。

同じく 17 目 1 節小豆島ふるさと村整備運営基金繰入金71万 1 千円につきましては、室生体育館のシロアリ防除業務委託料の財源として繰り入れるものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、20 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 3,688万 5 千円につきましては、今回の補正予算の一般財源所要額を計上したものであり

ます。

次に、21款諸収入、3項1目2節信用保証協会貸付金元金収入2千万円につきましては、県の協調預託金1千万円を合わせ、香川県信用保証協会に対し3千万円を追加預託し中小企業の資金繰りを支えるもので、年度末に変換されるものをここで受け入れるものでございます。

次に、22款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおり、一般廃棄物処理施設整備事業債3,220万円と防火水槽整備事業債580万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料、説明欄1の例規整備支援業務委託料220万円でございます。これは、デジタル社会の形成に関する施策を実施するに当たり、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に一元化されるに当たり、本町の個人情報保護条例をはじめとする関係例規の整備や円滑な導入に向けての作業が必要となり、専門的知見を要することから、一部の作業について専門事業者に委託を行うものでございます。

なお、令和5年4月の施行に向けて、それまでの間に関係する条例等の改正を実施する必要がございます。

同じく7目企画費、24節積立金につきましては、歳入でも申し上げたとおり、過疎の基金条例の改正に合わせて積立金の名称を変更するもので、補正額は0円でございます。

同じく12目交通安全対策費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1のドライブレコーダー設置補助金120万円につきましては、令和3年度から開始しましたドライブレコーダー設置補助金が大変好評であり、当初予算では200件、200万円の予算を計上しておりましたが、現在既に150件程度の申請があり、このままのペースで申請件数が推移した場合、340件程度まで増えることが見込まれることから、補正計上するものでございます。

同じく19目移住・定住推進費、12節委託料159万8千円から17節備品購入費112万4千円につきましては、歳入でも申し上げたとおり、ふるさと村のワインハウスを活用し、整備を計画しておりますテレワーク拠点施設整備事業が国の優良事業に採択され、交付される国庫補助金1,500万円を有効に活用し、テレワーク拠点の機能をより一層高めるため、必要な事業費を補正計上するものでございます。具体的には、施設の無人管理、こちらは目的に施設利用予約、それから入退場管理のシステムを導入するとともに、コピー機の無人



決済、監視カメラの導入、これらに加えて、施設の総バリアフリー化、個別ブースの増設、こちらを実施するものでございます。

同じく2項徴税費、1項税務総務費、12節委託料、説明欄1の滞納整理システム導入委託料660万円につきましては、滞納情報の一元的な把握と的確で迅速な納税相談を推進し、住民サービスと徴収率の向上を目指すため、新たに滞納整理システムを導入するものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、20節貸付金144万円につきましては、保健医療福祉関係職修学資金貸付金の新規の貸付者において、当初予算では修学資金を3名、特別修学資金を3名、合計6名を見込んでおりましたが、今回修学資金で6名、特別修学資金で2名となり、合計8名となったことから増額補正をお願いするものでございます。

次に、4款衛生費、2項2目塵芥処理費につきましては、歳入で申し上げたとおり、一般廃棄物処理施設整備事業の財源更正でございます。

次に、ページをめくっていただき、6款農林水産業費、1項5目農地費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1の単独県費土地改良事業補助金309万8千円につきましては、県の補助事業を活用し、2つの団体が実施する土地改良事業に対し町が35%を補助するものであります。1つ目の団体は、小豆島町土地改良区が実施します室生地区の貯水槽整備事業に対し194万3千円、それから上地地区の水路整備事業に対し28万円、合わせて222万3千円を補助するものでございます。2つ目は、安田三五郎池土地改良区が実施する水路整備事業に対し87万5千円を補助するものでございます。

同じく3項1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1の水産業振興補助金267万円ですが、こちらは町内企業から1件267万円の一般寄付がありましたので、寄付者の意向に沿って池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、20節貸付金、説明欄1の県信用保証協会預託金2千万円につきましては、これまで香川県信用保証協会への預託を通じて指定金融機関である百十四銀行が1億5千万円を上限に中小企業への融資を行っておりましたが、このたび香川銀行からも指定金融機関への指定の要望が出されまして、中小企業の資金繰りを支援するため、県の協調資金1千万円を合わせまして県信用保証協会へ追加の預託を行うものでございます。なお、香川銀行の融資枠につきましては、百十四銀行と同様に1億5千万円でございます。

同じく4目観光施設費、10節需用費、説明欄1の修繕料192万5千円につきましては、手延べそうめん館の自動麺分け機の制御盤と表示器、こちらが故障したため、取替え修繕を行うものでございます。その下の12節委託料、説明欄1の室生体育館シロアリ防除業務委託料につきましては、ベイト工法によりましてシロアリの駆除を実施するものでございます。

次に、8款土木費、5項2目住宅管理費、10節需用費、説明欄1の修繕料992万8千円につきましては、公営住宅小坪団地において退居が2件発生しまして、この退居修繕に200万円程度が必要となるほか、今後の緊急修繕に対応するため402万4千円を追加補正するものでございます。また、併せて改良住宅においても、経年劣化による外壁の爆裂修繕が数多く発生しておりまして、今後の緊急修繕に備えて590万4千円を追加補正するものでございます。

同じく3目住宅建設費、16節公有財産購入費、説明欄1の土地購入費1,664万7千円につきましては、北条地区の建て替え事業を円滑に進めるに当たり、建設予定地の土地を購入するもので、面積は1,088平米、平米単価は1万5,300円でございます。その下の21節補償補填及び賠償金、説明欄1の固定資産税精算金3万2千円につきましては、土地を9月中に購入する予定であり、既に納付されている固定資産税のうち、半年分について補償するものでございます。

次に、9款消防費、1項3目消防施設費、12節委託料25万円と14節工事請負費558万8千円につきましては、浜条地区防火水槽の新設に当たり、防火水槽の製造費用が高騰していることに加え、重機搬入用の仮設進入路が必要になったこと、それから土砂運搬用のトラックについて2トントラックを使用する必要が生じたことなどから、設計費と工事費について増額をお願いするものでございます。

次に、ページをめくっていただき、10款教育費、2項2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1の学校振興補助金105万5千円につきましては、安田小学校へ100万円、苗羽小学校へ5万5千円の寄付があったことから、寄付者の意向に沿いましてそれぞれの学校へ補助するものでございます。

同じく3項1目学校管理費、12節委託料110万円と14節工事請負費8,800万円につきましては、コロナ禍における大規模災害に備えるとともに、利用者の熱中症対策を図るため、中学校体育館に空調設備を整備するための管理費と工事費を補正計上したものでございます。事業内容につきましては、ガスヒートポンプ方式によりエアコン等を整備するもので、天つり型を10台、床置き型を3台設置いたします。ガスヒートポンプ方式とはガスを

燃料にエアコンを稼働させるもので、本方式を採用した理由としましては、大規模災害における停電時やあるいは天候不良時にもエアコンを稼働させることができるのが大きなメリットでございます。他団体の導入事例を参考に採用をさせていただきました。また、ガスによる非常用発電機を併せて整備し、避難所生活で必要となります照明の確保あるいはスマートフォン等の充電環境等を整えようとするものでございます。

同じく5項2目公民館費、14節工事請負費85万2千円につきましては、草壁公民館の災害支援物資の備蓄倉庫を整備するに当たり、設置予定場所にある旧機械室の建物を撤去する必要がありますが、調査の結果、外壁下地塗装にアスベストが含有していることが判明し、この除去費用が発生することから、工事費の増額補正をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 小豆島中学校の空調なんですけど、今庁舎のほうで導入している動力の部分とどう違ってきているのかお伺いしたいと思います。こっち側のほうでは電気使ってというふうなことを以前聞いたように思うんですが、その辺も同じような学校のシステムになっとんかどうか、その辺お伺いしたいんですが。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 庁舎につきましては、もともとが内海病院と老健という施設でございまして、内海病院のほうにはもうもともとの発電機がございました。ですので、発電施設については通常のエンジンの発電機でございます。それから、エアコン等につきましては、改修時にガスヒートポンプのものに替えておりますけれども、今回中学校が導入いたしますものはガスヒートポンプ自体に発電機能がついておりまして、エアコン自体は、発電機は必要なくて単体で動くものでございますけれども、庁舎のものにつきましては発電機とエアコンとは別々の機械でございまして、発電機が電気を起こして、それを使ってガスのヒートポンプを動かすというような状況になってございます。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに。三木議員。

○2番（三木 卓君） 3点質問させていただきます。

補正予算説明書の11ページです。

2款1項1目12節委託料の例規集の委託料なんですけど、この辺は専門性という言葉で何かもうどれぐらいが適正の価格なんか僕も分からなかったんですが、これは期間はいつからいつまでがこの委託料の期間になるのかというのをお願いします。

それから、同じく11ページの2款2項1目12節の委託料です。今度は、滞納整理システムです。一般財源660万円使うということで、説明は少しあったんですが、導入の委託料なんで、これ多分ランニングコストがかかってくると思うんですが、そのランニングコストは年間どれぐらいになるのかという点です。

あと、今本当に入れる必要があるのかというところですか。入れると、現在のどんな課題が解決されるのかなという少し疑問があります。

それから、説明の中では、納税の徴収率を上げるって言われてたと思うんですけど、納税の徴収は僕の記憶では97%とかやったと思うんですけど、費用対効果ってどんなふうに考えているのかなというのが単純な疑問です。

それから3点目が、同じくというか、15ページです。

中学校の体育館なんですけど、8,800万円のすごい工事で冷暖房設備を多分整備することだとは思いますが、整備後はどのような形で使用するのか。要は、多分自分たちが中学生のときとかは冷房も暖房もない体育館で普通にいろいろしてたと思うんですけど、それを使用するという事は当然ランニングコストが発生すると思うので、言われてたヒートポンプ方式のほうが多分電気より高いとか安いとかってところがあるのか。その形だとは思いますが、ランニングコストはどれぐらいのものと見込んでいますか。以上、3点です。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 1点目の例規整備支援業務委託料の220万円でございます。

金額はどの程度が適切かということでございますが、実は私どもだけではなくて、香川県内全ての市町においてその作業は発生をいたします。ざっと調べたところ、40本以上の条例にどうも引っかかるというようなことでございますので、相当の作業が必要かなと考えておまして、期間ですが、当然予算でございますので今年度いっぱいを目安にやっていきますが、国の作業に合わせて一緒にやっていきたいと考えてございますので、総務省の作業が少しずれ込むようでありましたら、申し訳ございませんが、繰越しということも念頭に置きながらしっかりと対応していきたいと考えております。少なくとも令和5年4月には改正、施行ということになりますので、個人情報是非常に大事なことでございますので、そこはしっかりと対応していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 私のほうは、12節の滞納整理システム導入委託料660万円の

ご説明を申し上げます。

この補正の理由なんでございますが、本町の基幹システム、これは税務情報とか住民情報とかあるんですけど、これが本年11月にR-STAGE V2からV3に移行となります。この際、今現在移行作業を進めておりますが、移行協議の中でV3に移行すると滞納情報、これはデータがあるんですけど、管理しづらい面とか滞納状況が印刷できないという事例が出てくるという説明がありました。このままで利用するには滞納者からの問合せや納税相談があった場合に即座に対応ができなくなるということから、今回滞納整理システムをもう導入し対応するというところでございます。

また、どうしてかと申しますと、この現行のシステムは両備システムズが独自開発したもので、収納管理システムに滞納整理に関する機能がついていた、以前は。今度、V3になると、これがまた富士通との共同開発になるため、この機能がつかないという弊害が出てまいりまして、今回滞納整理システムも導入するというところでございます。

また、このシステムは、県下では小豆島町を除く全市町がもう導入済みということになってございます。

ランニングコストなんですけど、660万円のほかに、令和4年度以降に1か月22万円、税込みで、これを5年間、60か月ということでございます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 使用方法とランニングコストについてご質問いただきました中学校の体育館のエアコンでございます。

使用につきましては、平日昼間の体育の授業を想定しております。それから、休日に行われます単発で行うイベントなんかでもお使いいただいたらと思っております。

なお、ランニングコストにつきましては、今想定で年間100万円余りを見込んでおります。

○議長（谷 康男君） ほかに。大川議員。

○7番（大川新也君） まず、体育館の空調ですけど、これ補正予算でいきなり金額出ましたけど、これ最初に話が出たときから、全然経過報告もなしに、前回、昨年度でしたか、調査委託料で補正予算が上がりましたが、その後何の報告もなしにこれをやりますと、8,800万円つけます、やりますというような話なんで、そのあたりの経過を何も分からずに、そしてやるのが電気ではなくガスを使うと、そういったことは議会のほうには何も相談なしで、教育委員会で決定したことなんですか。実際に電気であれば幾らかかるんですか。ガスでこれは8,800万円、電気の場合は、それを比較して検討するのが、やっぱり

我々議会でもそれを検討すべきじゃないんですか。教育委員会だけでこれ決定して、補正予算に上げてきて、実際にこれ歳入のほうで新型コロナの臨時交付金とふるさとづくり基金ですから、一般財源はこれは使わないのは分かりますけど、やはりそのあたりの経過を随時報告してもらわなければ、ただ補正予算でこれだけ上がります、承認してください。経過も分からずに、いろいろあったと思いますよ、これ。私も同行をしましたけど、小豆島中学校のPTAの会長また教育懇談会の会長が同席してお願いを持っていったときには、見積りを出して検討しますということで、それ以降何も連絡がなかったと。で、急にこういった決定しましたと、予算を上げましたと、そのあたりの経過が一切抜きでした、今回。

一時私が議会のときに、何かの委員会ででしたか、聞いたときに、県下でこういうふうな公立の学校の体育館に空調設備を置くのは前例がないからどうのこうのというふうな回答をもらうたときもありますけど、これはそしたら香川県下で初めてこういうふうな体制で空調をつくるんですから、もっとこれPRすべきじゃないですか。災害の避難場所も兼ねてのこれ空調の設備の整備やと思うんですよね。そのあたり何かそちら教育委員会だけで決定してでは少しおかしいと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

それからもう一点、11ページのテレワークの拠点整備工事、現状どんどこまででき结束了か。

それから、テレワークで日本全国の企業から何件かそういうふうな問合せ等があるのかどうか。ちゃんと整備してから募集するんであれば、何をしているか分からなくなるんですけど、それも現状報告、経過報告は何もないと思うんですが、お願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議会への説明が不足していて、おわび申し上げます。

まず、電気エアコンとの差でございます。比較はコンサルのほうでお願いをしていただいております。同じ能力、同じ台数を設置した場合、電気エアコンの場合、初期費用が9,400万円かかるとお聞きしております。それから、ランニングコストで、先ほどガスで100万円見込んでいると申し上げましたが、電気エアコンの場合年間200万円という資料をいただいております。

それから、先ほど安井議員からの質問にもお答えしたとおり、ガスがありましたら、そのガスでもって室外機が動いて空調が動く。さらに、非常用の自家発電機も、ガスがあれば動いて電気を供給できるという大きなメリットがございましたので、ガスエアコンに決

めさせていただいたところでございます。

それから、他市町の状況でございますけれども、まんのう町におきましても小学校の体育館に設置を今進めておるといふふうに聞いております。それらもガスのエアコンと聞いております。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） まず、お問合せがあるかというお話なんですけれども、実際もう何件かそういうことで小豆島町にはコワーキングスペースのような施設がないかというのは数件ご連絡がありました。

現状でございますけれども、こちらのコワーキングスペースというのは、体験型総合レジャー施設、小豆島ふるさと村の一角、ワインハウスの一部にテレワーク拠点施設を整備し、家族連れのワーケーション、休暇を主目的とした利用者に仕事の間を提供したりを予定しております。また、施設内の宿泊施設を利用することによって、仕事場の近さの利便性、快適性をはじめ、自然豊かな環境の下、家族と過ごす有意義な時間、遊ぶ、体験する、泊まる、食べる、買うをつくり出すことができます。また、単身利用者についても、インセンティブを高めたり、リフレッシュにつながる場として有効でありまして、異業種交流や地域とのコミュニケーションの場としても活用できるというのを想定した施設でございます。

中身につきましては、ワインハウスの北側になるんですけれども、一部を改修しまして、リラックス型としてコワーキングスペース、または屋外のほうにテントを張って机、椅子を置いてそこでパソコンでネットで仕事をしたり、またコミュニケーション型といたしまして、コワーキングスペースで、またミーティングルームを設けまして、そこでコミュニケーションを図るということもできます。また、集中型といたしまして、個室ルームを設けまして、ウェブ会議であるとかいうこともできるようにしております。また、テレワーク型ということで、先ほども申しましたけど、ウェブ会議用のスペース、またミーティングルームで仕事ができるようなスペースを設けております。全部で約30席ほどを設けようと今考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 電気とガスの金額が600万円ぐらい違うんですね。それから、コストが年間100万円違う。そしたら、これガスをつけるのであれば、業者がある程度限られますね、電気と比べて、今後入札する場合。そのあたりは、もうそこまで考えておいでるんでしょうけど、小豆島内では限られますよね。そういうふうなレベルじゃないんです

か、これぐらいの工事は。島内でしたら、電気関係でしたら結構あると思いますけど、ガスのほうは限られますよね。そうしたところも考慮してのガスの選定ですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） エアコンの設置になりますので、電気エアコンと同じ業者に指名入札したいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 体育館の件ですけれども、私も以前に体育館に空調設備をとこののを議会でも質問したことがあります。そのときは残念ながら無理だという話だったんですけれども、今回中学校にできるということで、このガスの分は、今年ですか、まんのう町が新聞に載ってました。まんのう町が小学校、中学校の体育館にガスヒートポンプをつけるという記事が載っておりました。小豆島町もこのように進んでいけばいいのになと思ってましたけれども、今回中学校がそれになったということで、ということは災害用にもなりますので、災害拠点にもなっております、避難所にもなっておりますので、他の小学校とかいうのは予定にはあるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず、中学校に設置したいと考えております。

小学校の体育館につきましては、今後の検討課題と考えております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

次、日程第15、議案第39号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第39号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計



補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の31ページをお開きください。

第1条は、規定の額に歳入歳出それぞれ2,252万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億1,299万5千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の22、23ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

8款繰越金、1項1目1節前年度繰越金2,252万5千円です。介護保険給付費負担金等につきまして、返還に必要な額を前年度繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

説明書24、25ページをお願いいたします。

4款諸支出金、1項2目22節償還金利子及び割引料2,252万5千円です。これは、令和2年度において介護保険給付費等に対する国県支払基金からの負担金等について、実績に対し過大に交付を受けたものについて返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第39号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処

し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番中松議員。

○6番（中松和彦君） 発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和3年9月8日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員中松和彦。賛成者、小豆島町議会議員森口久士、同小豆島町議会議員安井信之。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。コロナ禍で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方財政、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう、十分な総額を確保すること。2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に関わる特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。3、令和3年度税制改正により講じられた土地に関わる固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。5、炭素に関わる税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月8日。小豆島町議会議長谷康男。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大

臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。以上。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この内容というのはどこで取りまとめたんですか。全然説明がなかったんですが。県下各自治体に全部こういう同じようなものを出されているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） これにつきましては、もちろん提出者の私、それから賛成者の方々と共に作成致しましたが、また県下の状況等も考慮いたしながらこれを決定いたしました。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については原案どおり可決されました。

本日委員会に付託しました議案の審査報告は、9月17日の本会議にお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は、9月17日金曜日午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時38分